

1 プラットフォームを核とした新たな連携の推進

- 就職氷河期世代支援の推進に向けた全国プラットフォーム等【内閣官房】… 1
- 就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォームを活用した支援【厚労省】… 2
- 就職支援コーディネーター（人材開発支援分）【厚労省】… 3
- 地域就職氷河期世代支援加速化交付金【内閣府】… 4

2 相談、教育訓練から就職、定着まで切れ目のない支援

- ハローワークにおける専門窓口の設置、専門担当者のチーム制による就職相談、職業紹介、職場定着までの一貫した伴走型支援【厚労省】… 5
- 観光地・観光産業再生のための人材育成・確保等事業【国交省】… 6
- 自動車整備業における人材の確保・育成【国交省】… 7
- 造船・船用工業における人材の確保・育成【国交省】… 8
- 船員の確保・育成のための対策【国交省】… 9
- 船員の教育と就職支援【国交省】… 9
- 新規就農者育成総合対策【農水省】… 10
- 森林・林業担い手育成対策【農水省】… 11
- 経営体育成総合支援事業【農水省】… 12
- 漁業担い手確保緊急支援事業【農水省】… 12
- 求職者支援訓練【厚労省】… 13
- 受講者の特性に対応した教育訓練手法の構築・普及促進事業（仮称）【厚労省】… 14
- キャリア形成・学び直し支援センター事業（仮称）【厚労省】… 15

- 成長分野における即戦力人材輩出に向けたリカレント教育推進事業【文科省】… 16
- 放送大学の充実【文科省】… 17
- 専門職業人材の最新技能アップデートのための専修学校リカレント教育推進事業【文科省】… 18
- 持続的な産学共同人材育成システム構築事業【文科省】… 19
- 女性の多様なチャレンジに寄り添う学びと社会参画支援事業【文科省】… 20
- 社会人の学びの情報アクセス改善に向けた実践研究【文科省】… 21
- 地域ニーズに応える産学官連携を通じたリカレント教育プラットフォーム構築支援事業【文科省】… 22
- リカレント教育の社会実装に向けた調査研究・普及啓発パッケージ事業【文科省】… 23
- 地域未来DX投資促進事業【経産省】… 24
- 特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）【厚労省】… 25
- 特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）【厚労省】… 26
- トライアル雇用助成金【厚労省】… 27
- キャリアアップ助成金（正社員化コース）【厚労省】… 28
- 人材開発支援助成金（人材育成支援コース）（仮称）【厚労省】… 29
- 中小企業・小規模事業者人材対策事業【経産省】… 30
- 農山漁村振興交付金（地域活性化型）【農水省】… 31

➤ 農山漁村振興交付金（農福連携型）【農水省】 ……32

3 個々人の状況に合わせた、より丁寧な寄り添い支援

➤ アウトリーチ等の充実による自立相談支援の機能強化【厚労省】 ……33

➤ 本人や家族への情報のアウトリーチの更なる強化【厚労省】 ……34

➤ 若者等職業的自立支援推進事業（サポステ）【厚労省】 ……36

➤ 身近な基礎自治体におけるひきこもり支援の充実【厚労省】 ……37,38

➤ ひきこもり支援に携わる人材の養成研修【厚労省】 ……34,35

➤ 8050等の複合的な課題を抱える世帯への包括的な支援の推進、居場所を含む多様な地域活動の促進（地域共生社会の実現に向けた取組）【厚労省】 ……39

➤ 地域における子ども・若者支援体制の整備推進【内閣府】 ……40

➤ 地域における就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング【厚労省】 ……41

➤ 就労準備支援事業等の広域的実施による実施体制の整備促進【厚労省】 ……42

➤ 地域女性活躍推進交付金【内閣府】 ……43

4 その他の取組

➤ 就職氷河期世代等に対する積極的な広報の実施【厚労省】 ……44

➤ ふるさとワーキングホリデー推進事業【総務省】 ……45

➤ 地域おこし協力隊【総務省】 ……46

➤ ローカル10,000プロジェクト【総務省】 ……47

➤ 移住・交流情報ガーデン【総務省】 ……48

➤ 地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業【経産省】 ……49

➤ テレワーク普及展開推進事業【総務省】 ……50

➤ 雇用型テレワークの導入支援【厚労省】 ……51

➤ 国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）の実施【人事院】 ……52

1 プラットフォームを核とした 新たな連携の推進

就職氷河期世代支援の推進に向けた全国プラットフォーム等に必要な経費

(内閣官房就職氷河期世代支援推進室)

5年度予算案額 0.03億円 (4年度予算額 0.03億円)

事業概要・目的・必要性

就職氷河期世代の就労や社会参加の支援について、令和元年6月に閣議決定された骨太方針2019の「就職氷河期世代支援プログラム」に基づき、令和4年度までの3年間に集中的に取り組んできた。令和2年に入って以降、新型コロナウイルス感染症の拡大により雇用情勢が厳しくなったことを踏まえ、令和4年6月に閣議決定された骨太方針2022において、令和5年度からの2年間を「第二ステージ」と位置付け、これまでの施策の効果も検証の上、効果的・効率的な支援を実施し、成果を積み上げることとされた。この方針に沿って、施策の実施状況に関するフォローアップや今後講じる予定の施策に関して情報共有・発信を行い、「第二ステージ」における就職氷河期世代支援に社会全体で取り組む気運の醸成を強力に図っていくため、関係閣僚・関係団体等が参画する「就職氷河期世代支援の推進に向けた全国プラットフォーム」を開催することが必要である。

＜第1回就職氷河期世代支援の推進に向けた全国プラットフォーム
(令和元年11月26日開催)の様相＞



事業イメージ・具体例

- 就職氷河期世代の就労や社会参加の支援について、関係閣僚、有識者、地方公共団体、当事者・支援団体、労使団体の代表が集まり、当事者のニーズや課題について認識の共有を図るとともに、施策の実施状況に関するフォローアップや今後講じる施策等に関する意見交換等を行う。
- 令和元年11月26日の第1回以降、計4回開催してきた実績等を踏まえ、PDCAサイクルをしっかりと回すことができるよう就職氷河期世代の就業等の動向や施策の実施状況に関する把握の充実等を図っていく。

期待される効果

- 骨太方針2022において、「第二ステージを含めた取組により、現状よりも良い処遇、そもそも働くことや社会参加を促す中で、同世代の正規の雇用者について30万人増やすことを目指す」とされたところであり、その進捗の把握や施策の実施状況のフォローアップを含め、PDCAサイクルを回しながら就職氷河期世代支援に取り組む上で重要な役割を果たしていく。
- 関係閣僚、有識者、地方公共団体、当事者・支援団体、労使団体の代表が集まり、意見交換等を行うとともに、施策の実施状況や今後講じる施策等の情報共有と対外発信を行い、就職氷河期世代支援に社会全体で取り組む気運の醸成を強力に図っていく。

就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォームを活用した支援

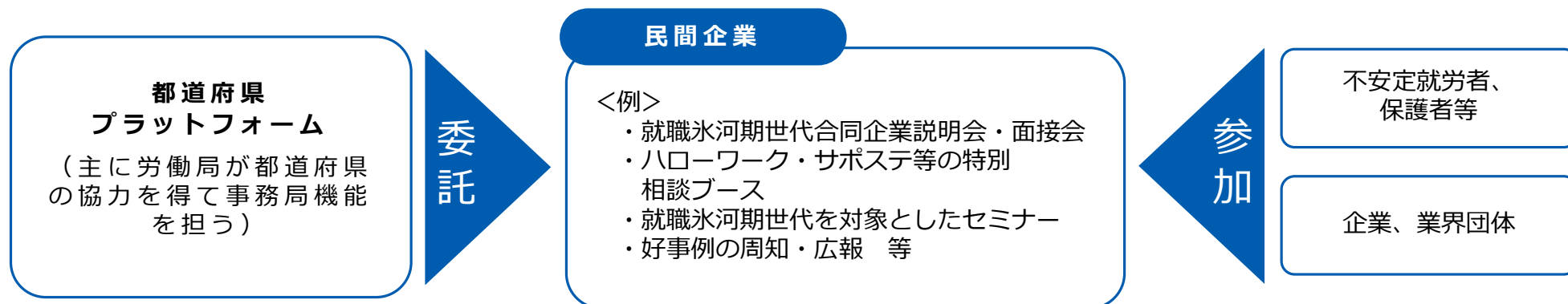
令和5年度予算案額	428,042千円
令和4年度予算額	442,604千円

1 事業の目的

- 就職氷河期世代は、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代であり、その中には、希望する就職ができず、現在も不本意ながら不安定な仕事に就いている、無業の状態にあるなど、様々な課題に直面している方々がいる。
- 就職氷河期世代の方々の活躍の場を広げていくためには、地方公共団体や労使を含めて官民一体となって、各地域の実情を踏まえた取組を推進することが必要であり、都道府県ごとに設置する就職氷河期世代活躍支援プラットフォームの取組の一環として、各地域において、都道府県をはじめとする各界の参画を得て企業説明会等を行い、就職氷河期世代の積極採用や正社員化等の支援、行政支援策等の周知等に取り組むとともに、好事例の発信を行う。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

就職氷河期世代の方々の活躍の促進を図るためには、各地域においても、行政、経済団体、業界団体等各界一体となつての取組を進めることが重要であることから、企業説明会等を通じた各種支援を実施。



就職支援コーディネーター（人材開発支援分）の設置

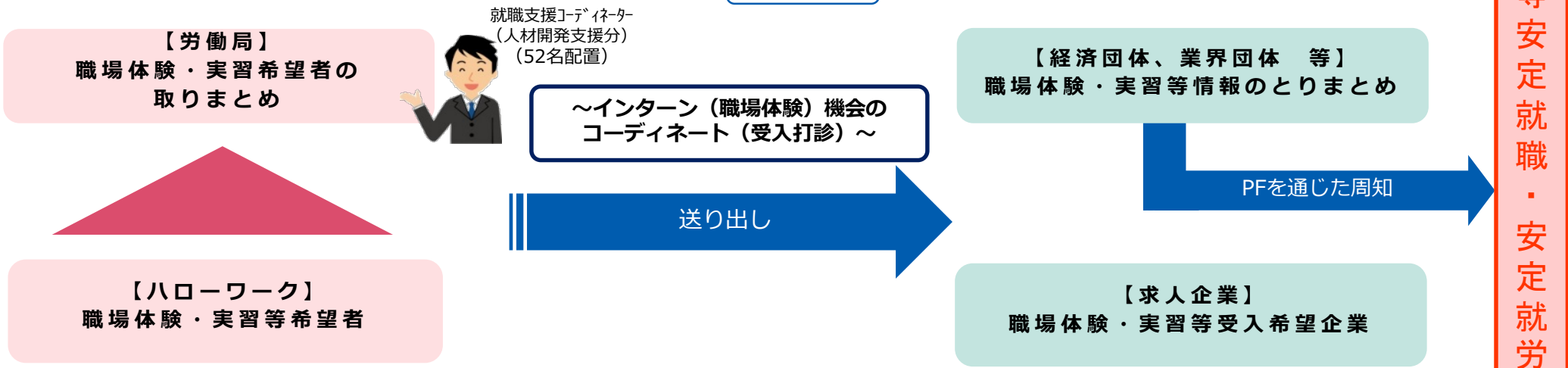
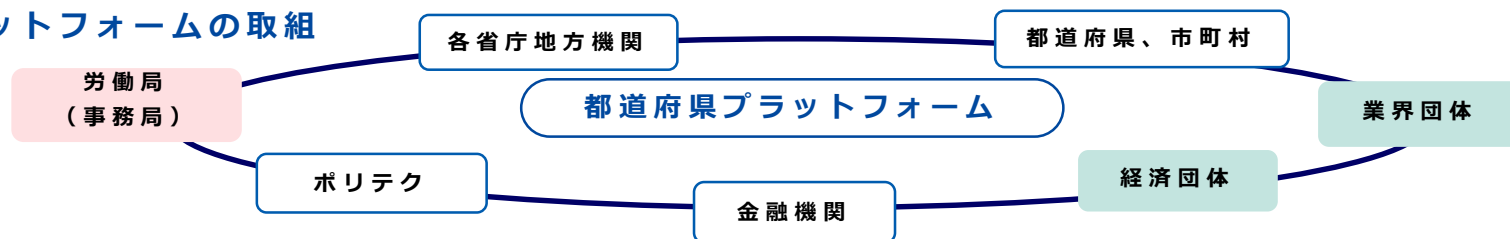
令和5年度予算案額	482,821千円
令和4年度予算額	492,660千円

1 事業の目的

- 地域ごとのプラットフォームにおいて、経済団体と連携して、希望者ごとのニーズに沿ったインターン（職場体験）の機会の開拓・確保を図ることとしている。
- この取組を円滑に実施するため、地域の経済団体、就職氷河期世代の支援機関、求人者、求職者など関係者・当事者のニーズを踏まえた的確なインターン（職場体験）の機会をコーディネートする専門の者を、都道府県プラットフォームの事務局となる都道府県労働局に配置し、就職氷河期世代の方々をはじめとした正規雇用化等安定的な就労支援の強化を図る。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

都道府県プラットフォームの取組



地域就職氷河期世代支援加速化交付金

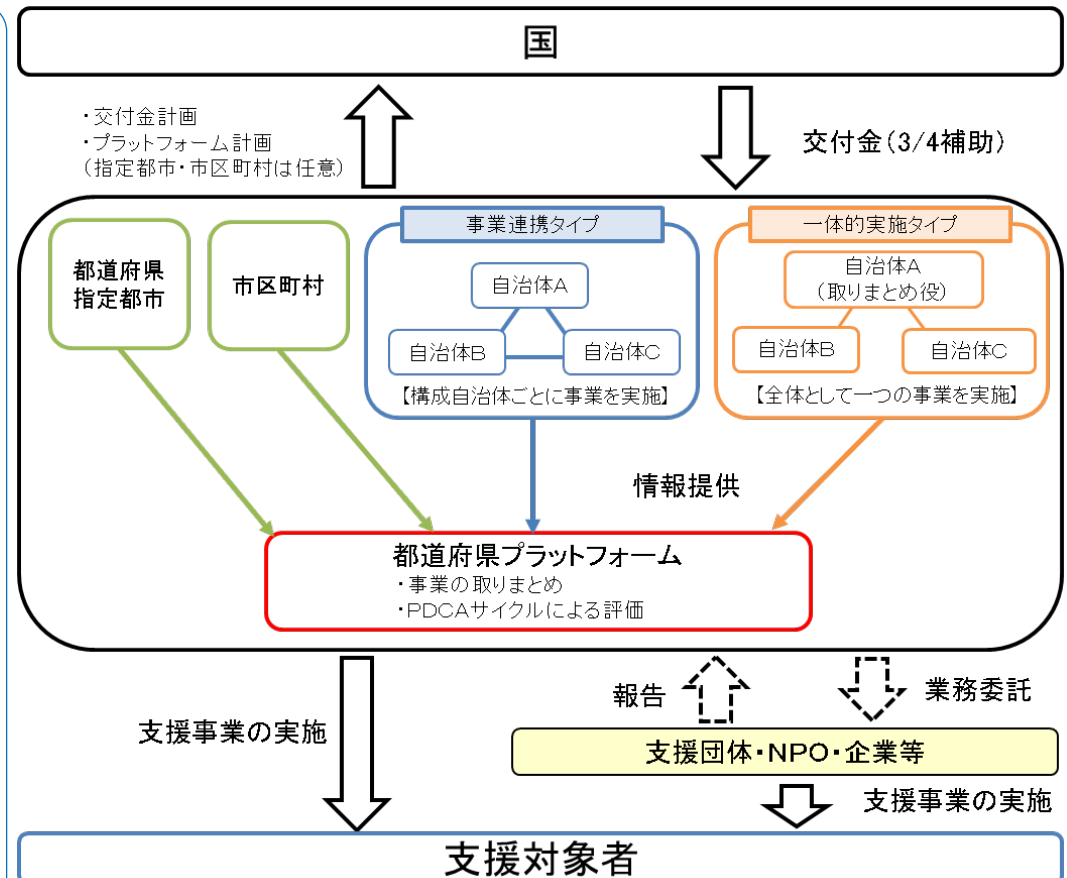
【令和4年度補正予算額:30億円】

事業概要

- 就職氷河期世代支援は、地方公共団体において、当該地域における就職氷河期世代の方々の実態やニーズを踏まえ、地域の経済団体、就労、福祉等の関係機関、当事者団体や支援団体等と連携しながら取組を進めることが重要。
- このため、先進的・積極的に就職氷河期世代への支援に取り組む地方公共団体等を強力に後押しするとともに、優良事例を横展開。

事業メニュー(交付金対象例)

- 地域における就職氷河期世代の実態調査、ニーズ把握、効果検証
- 伴走型支援の実施
 - ・個別相談、研修、職場実習、合同企業説明会、就職後のフォローアップ等、就職前後の一貫した支援を地域の創意工夫を活かして実施
- 就職氷河期世代のための総合的なオンライン相談窓口の開設
- 多様な働き方や社会参加の場の創出
 - ・就労経験が少ない方、育児等により離職をした方と短時間業務(マイクロワーク)を提供する企業とのマッチング
 - ・ひきこもりがちの方に対する居場所の整備・提供 等
- 社会参加や就労に向けた活動のネックとなる経済的負担の軽減
 - ・広域移動時の交通費の支給、奨学金の返還支援 等
- 他の国庫補助金等の対象となっている事業の充実・強化 等
 - ・補助対象範囲を超えた相談員の配置や支援人材養成研修の開催
 - ・地方公共団体等独自の事業について、就職氷河期世代支援のための拡充
 - ・正規雇用化に向けた雇用関連助成金の上乗せ 等



- 事業ごとに重要業績評価指標(KPI)を設定。その達成状況を事業年度ごとに効果検証、計画期間終了後に事後評価。
- KPIの設定については、これまでの事業の実績を踏まえ、国が一定の考え方を示すなど、各自治体への適切な支援を実施。

2 相談、教育訓練から就職、 定着まで切れ目のない支援

就職氷河期世代の就職支援のためのハローワーク専門窓口 設置及び担当者制による支援

令和5年度予算案額 19億円 (18億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 就職氷河期世代の不安定就労者は、職務経歴を積めていない、就職活動の失敗により自分に自信が持てないなど、様々な課題を抱えている者が多い。
- こうした課題に対応するため、ハローワークに専門窓口を設置し、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、職業訓練のアドバイス、求人開拓等、それぞれの専門担当者がチームを結成し就職から職場定着まで一貫して支援。

<専門窓口数> 82か所

<体制> 就労・生活支援アドバイザー：82人 (主にキャリアコンサルティング、生活設計の相談、定着支援等を担当)
 就職支援コーディネーター：112人 → 142人 (30名増) (主に求人開拓、セミナー企画を担当)
 職業相談員：144人 (主に初回相談を担当)



2 事業の概要・スキーム・実施主体等



課題

- 他産業と比較して、低い収益性や生産性、賃金水準の改善に向けて、稼げる地域・産業を担う人材の育成・確保が必要。
- 観光産業の現場の担い手が不足。
- 将来の観光産業人材の確保とともに、地域人材の中から潜在的な「観光人材」を掘り起こし、多面的に育成することが必要。

必要な取組

- 稼げる地域・産業の実現を担う人材育成に向けてリカレント教育の強化や産学官連携の促進を通じ、IT、マーケティング、会計、ファイナンス、マネジメント、地域振興の知見・スキルを習得する環境の整備を図る。
- 担い手の裾野の拡大のため、外国人を含めた多様な人材の確保を図る。
- 地域活性化の観点から「観光教育」を捉え直し、各地域に根ざした人材育成の取組（*学校教育に限定されない）を推進する。

教育未来創造会議 第一次提言（R4.5.10）（「我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について」）（抄）

④地域におけるデジタル・グリーン分野等の人材育成（抄）

・大学等におけるリカレント教育の強化や産学官連携の促進等を通じた、ITやマーケティング、地域振興の知見・スキル等を有する観光人材の育成を推進する。

参考:「アフターコロナ時代における地域活性化と観光産業に関する検討会(最終とりまとめ)」、「新しい資本主義のグランドデザイン・フォローアップ」

(事業概要)

地域づくり人材・産業人材育成

- ポストコロナ時代に求められる観光人材育成プログラムの創出・展開**
 - ・人材育成のために地域内で関係者が連携する体制づくりを促進
 - ・観光庁が令和4年度に作成した指針にまとめられた知識・技能等が身につく、地域や産業界のニーズにあった教育プログラムを地域・大学等が連携して作成・実践
 - 教育プログラムは座学だけでなく、現場受入型研修（OJT）等も含む
 - ・上記プログラムの周知、活用の働きかけ（教材開発、HP掲載等）
- 産学が連携した協議の場（産学連携協議会）の設置（R4～）**
 - ・DMO、大学、専門学校、民間事業者が参加
 - ・地域・大学が連携して作成・実践した教育プログラムに対して助言等をしつつ教育プログラムの充実を図っていく

▶令和元年 協議会の様子



人材確保

- 外国人材の確保**
 - ・外国人材と宿泊施設のマッチング支援（国内、海外）
 - ・宿泊事業者等への制度周知セミナー
 - ・外国人材受入れに意欲的な地域への専門家派遣
 - ・情報管理システム等の保守・運用

地域活性化のための観光教育

- 地域活性化のための観光教育の展開**
 - ・従来型の「観光教育」の枠組みにとらわれない「観光人材」の育成に取り組む優良事例を広く収集
 - ・地域のDMO・自治体・学校・業界、関係団体等の連携による、地域活性化に資する「観光教育」の取組を支援（持続可能な観光の観点も留意。既存の小中高の観光教育プログラムも改良）

令和5年度予算案額: 147百万円の内数

- 人材確保のためには、経営者自身が、若者・女性の志向や離職者の離職原因を正しく理解し、適切な対策を講じることが重要。
- 国土交通省では、関係業界との連携により、全国で経営者向けの「人材確保セミナー」を開催。

○人材確保セミナーで発表された分析・取組事例

【分析】

- 若者が働きたい組織の特徴は「安定」「職場環境」「ワークライフバランス」
- 若者は他の世代より、「勤務日数・勤務時間」「給与」「教育制度の充実」「福利厚生」の重視度が高い
- 新入社員の1ヶ月の許容残業時間は、「30時間以下」3割、「20時間以下」6割弱
- 離職理由1位は「労働時間や休日の条件への不満」、2位は「身体的・精神的体調不良」「賃金条件への不満」
- 転職者は、「勤務日数」「勤務地」を重要視

【対応例】

- 経験や能力に対応した給与水準の確保
- 休日・休暇制度の充実
- 女性が働きやすい環境づくりなど、多様な働き方ができる労働条件の整備
- 資格費用の会社負担など、就職氷河期世代を含む未経験、無資格者の受入れ制度 → 募集に「安心」「無資格」「教える」「育てる」ワードが入っていると応募数増加



〈 人材確保セミナー開催風景 〉

○開催実績

- (平成29年度) 大阪
- (平成30年度) 札幌、静岡、岐阜、山口
- (令和元年度) 宮城
- (令和2年度) 愛知、関東
- (令和3年度) 静岡、関東

造船・船用工業における人材の確保・育成

現状と課題

- ▶ 我が国造船業は、国内に生産拠点を維持し、船用工業を周辺産業として有する裾野の広い産業として、地域経済・雇用を支えている。
- ▶ 我が国では、少子高齢化等の影響により生産年齢人口の減少が進み、人手不足が深刻な状況となっており、造船・船用工業においても、人材の確保・育成が課題となっている。

生徒・学生等の人材の確保・育成

■ 造船工学の教材の周知

- ▶ 就職先となる造船事業者や高校教員のニーズを踏まえ、2016年に作成した教材を周知



〔造船工学新教材〕

■ 造船教員の養成プログラムの作成

- ▶ 造船教員の研修プログラム・ツールの検討
- ▶ 造船集積地域間の連携による持続的な運営体制の検討



〔トライアル研修の様子〕

■ 地域の教育機関・造船企業間のネットワーク再構築のためのインターンシップ等実施ガイダンスの作成

- ▶ 生徒・学生が地元の中堅造船企業を魅力ある就職先候補として認識できる環境づくりのため、地域連携による造船所でのインターンシップ等を推進
- ▶ 2015年度及び2016年度に長崎・大分地域でモデル事業を実施し、ガイダンスとして取りまとめ



〔インターンシップ等実施ガイダンス〕

造船・船用工業分野で就労する人材の育成

■ 造船技能研修センター

- ▶ 全国6地域(横浜、相生、因島、今治、大分、長崎)の技能研修センターにおいて、新人研修や、溶接・ぎょう鉄・塗装などの専門技能研修を実施



(溶接)



(ぎょう鉄)



(塗装)

地方協議会

地方運輸局

・造船事業者
・造船関連事業者

産学

・大学
・高校

自治体

- 地方運輸局が主催する地方協議会において、工業高校における造船教育の新たな実施を後押し
- 現在造船教育の実施を検討している高校の後押しをすべく、これまでの取組みの成果の普及を促進
- その他同協議会等において、地域の特性に応じた人材不足対策を推進

※平成29年度より、運営費を予算措置。令和3年度は各地域で計7回開催。

地方協議会等において、事業者ニーズを踏まえ、造船工学新教材、造船技能研修センター等を活用した就職氷河期世代の受入れの環境整備について推進。

背景

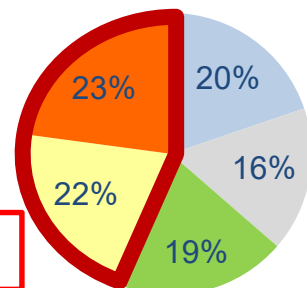
- ◇内航船員とは、国内を運航する船舶において働く船員であり、国内物流を支える重要な役割を担っている。
- ◇内航船員は高齢化が著しく、安定的な国内海上輸送を確保するうえで船員の育成・確保が喫緊の課題。

内航船員数: 28,626人 (R3年10月1日現在)

(年齢)

- ~29
- 30~39
- 40~49
- 50~59
- 60~

50歳以上
44.6%



(令和3年10月現在)

船員の確保・育成のための対策【91百万円の内数】

<船員計画雇用促進事業>

- ◇内航事業者が就職氷河期世代を含む船員経験のない者(45歳未満)を雇用して、育成した場合に支援。

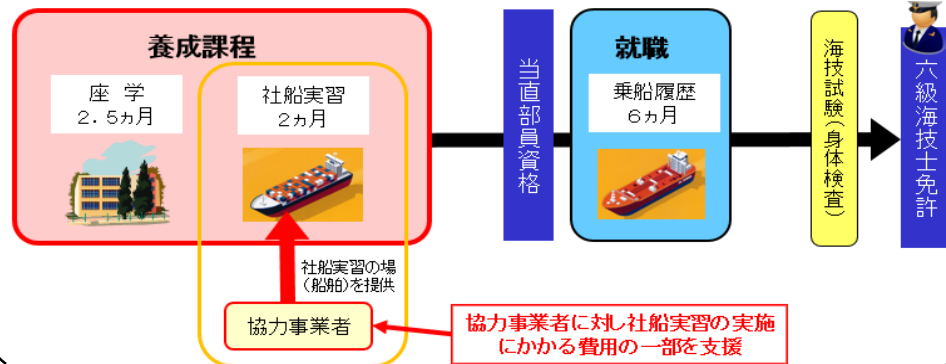
<内航船員就業ルート拡大支援事業>

- ◇就職氷河期世代を含む、船員の専門教育機関を卒業していない者が民間養成機関において短期で海技資格を取得できる養成課程(R4年度:定員165名)について、座学及び社船実習のうち、社船実習に協力する事業者に対して実習費用の一部を補助。

社船実習の場を確保することで、短期養成の受入規模を維持・拡大

6級海技士短期養成課程(4.5ヵ月)卒業者は

- ・資格取得に必要な乗船履歴を2年 → 8ヵ月(社船実習2ヵ月を含む)に短縮
- ・国家試験の筆記試験免除(身体検査のみ)



船員の教育と就職支援【6,576百万円の内数】

- ◇就職氷河期世代を含め、高校卒業者を対象に、(独)海技教育機構「海上技術短期大学校」にて、船舶の運航に必要な知識、技能、最新の機器の取扱いなどの訓練を行うとともに、船員としての就職を支援。
- ◇教育訓練給付制度による支援も活用

海上技術短期大学校

(宮古校・清水校・波方校/小樽校・唐津校※)

■専修科/航海専科

- ・高卒者を対象に、船員(航海士・機関士)になるために必要な4級海技士となる者を養成
- ・修業期間 2年
- ・養成定員 290名 (R6~335名)

※国立唐津海上技術短期大学校…R6.4開校予定(R5募集開始)

就職氷河期世代の内航船員への就業に寄与

新規就農者育成総合対策

【令和5年度予算概算決定額 19,225 (20,700) 百万円】

【令和4年度補正予算額 2,600百万円】

<対策のポイント>

農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、**経営発展のための機械・施設等の導入**を地方と連携して親元就農も含めて支援するとともに、伴走機関等による**研修向け農場の整備、新規就農者への技術サポート**等の取組を支援します。また、**就農に向けた研修資金、経営開始資金、雇用就農の促進のための資金の交付**、農業大学校・農業高校等における**農業教育の高度化、リカレント教育の充実**等の取組を支援します。

<政策目標>

40代以下の農業従事者の拡大（40万人 [令和5年まで]）

<事業の全体像>

1. 経営発展への支援

就農後の経営発展のために、県が**機械・施設等の導入**を支援する場合、県支援分の2倍を国が支援します。

2. 資金面の支援

- ① **新たに経営を開始する者**に対して、資金を助成します。
- ② **研修期間中の研修生**に対して、資金を助成します。
- ③ **雇用元の農業法人等**に対して、資金を助成します。

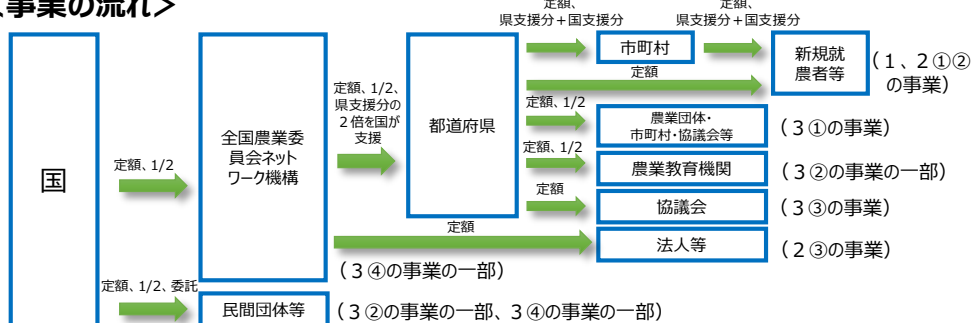
3. サポート体制の充実・人材の呼び込みへの支援

- ① 農業団体等の伴走機関が行う実践的な**研修農場の整備**、地域における**就農相談員の設置**、**先輩農業者等**による新規就農者への技術面等のサポート、**社会人向け農業研修の実施**を支援します。
- ② 農業大学校・農業高校等における**農業教育の高度化**を支援します。
- ③ 都道府県等による**現役農業者へのリカレント教育の充実**を図り、地域における**デジタル・グリーン分野の人材育成**の取組を支援します。
- ④ インターンシップ、就農相談会の開催等による**多様な人材の確保**を支援します。

（令和4年度補正予算）新規就農者確保緊急対策

就農準備を支援する資金の交付、就農後の初期投資の促進等を支援します。

<事業の流れ>



1. 経営発展への支援

経営発展支援事業※1

（機械・施設、家畜導入、果樹・茶改植、機械リース等が対象）

対象者：認定新規就農者※2（就農時49歳以下）

支援額：補助対象事業費上限1,000万円（2①の交付対象者は上限500万円）

補助率：県支援分の2倍を国が支援（国の補助上限1/2 〈例〉国1/2, 県1/4, 本人1/4）



2. 資金面の支援

① 経営開始資金※3

対象者：認定新規就農者※4（就農時49歳以下）

支援額：12.5万円/月(150万円/年)※5
×最長3年間

補助率：国10/10

② 就農準備資金※3

対象者：研修期間中の研修生(就農時49歳以下)

支援額：12.5万円/月(150万円/年)※5
×最長2年間

補助率：国10/10

③ 雇用就農資金

対象者：49歳以下の就農希望者を新たに雇用する農業法人等、雇用して技術を習得させる機関

支援額：最大60万円/年×最長4年間

補助率：国10/10

3. サポート体制の充実・人材の呼び込みへの支援

① サポート体制構築事業※1

- ・農業団体等の伴走機関が行う研修農場の機械・施設の導入等を支援
- ・就農相談員：資金・生活面等の相談
- ・先輩農業者等：技術・販路確保等の指導
- ・社会人が働きながら受講できる研修の実施

② 農業教育高度化事業

- ・農業大学校・農業高校等における
- ・農業機械・設備等の導入
- ・国際的な人材育成に向けた海外研修
- ・スマート農業、環境配慮型農業等のカリキュラム強化
- ・現場実習や出前授業の実施等

③ 農業者キャリアアップ支援事業

都道府県等による現役農業者に対するデジタル・グリーン分野の人材育成強化

④ 農業人材確保推進事業

インターンシップ、新・農業人フェアの実施等

※1 取組計画に応じた事業採択方式

※2 新規参入者、親元就農者（親の経営に従事してから5年以内に継承した者）が対象

※3 前年の世帯所得が原則600万円以下の者を対象

※4 新規参入者、親元就農者(親の経営に従事してから5年以内に継承した者)のうち新規作物の導入等リスクのある取組を行う者が対象

※5 支払方法（月毎、半年等）は交付主体による選択制

森林・林業担い手育成総合対策

【令和5年度予算概算決定額 4,681 (4,810) 百万円】
 (令和4年度補正予算額 319百万円)

<対策のポイント>

新規就業者等への体系的な研修、就業前の青年への給付金支給、高校生等の就業体験や女性の活躍、森林プランナーの育成、技能評価の仕組みの創設、労働安全対策、森林経営管理制度を担う技術者の育成等、多様な担い手の確保・育成の取組を推進します。

<関連事業> 林業・木材産業循環成長対策等：造林に係る新規参入者など林業の多様な担い手の育成等

<事業目標>

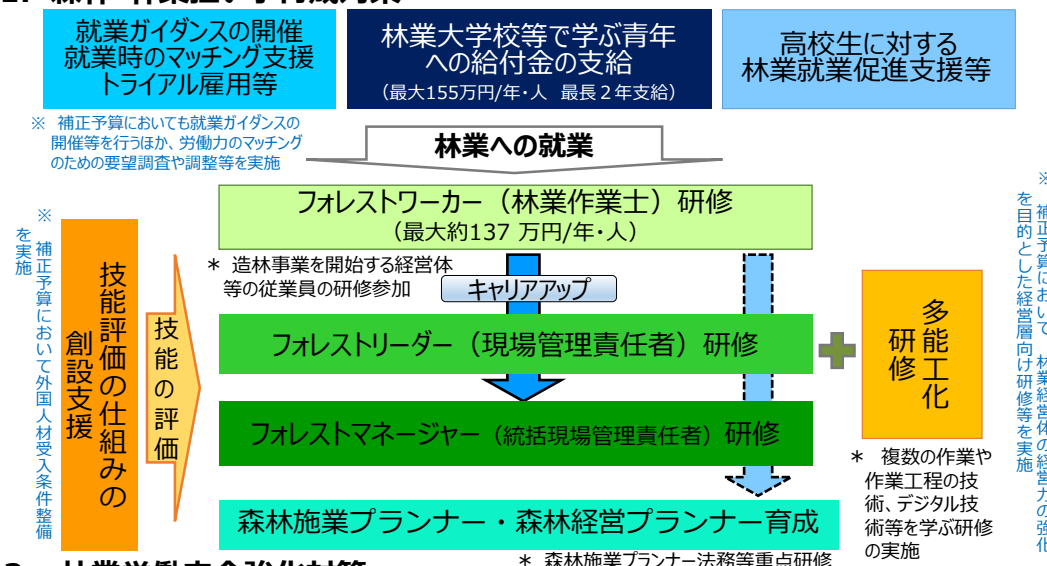
- 新規就業者の確保 (1,200人 [令和5年度]) ○ 認定森林施業プランナーの育成 (現役人数3,500人 [令和12年度まで])
- 労働安全の向上 (死傷年千人率5割削減 [令和12年まで]) ○ 森林経営管理制度の支援を行える技術者の育成 (1,000人 [令和5年度まで])

<事業の内容>

- 1. 森林・林業担い手育成対策** 4,560 (4,476) 百万円
 - ① 「緑の雇用」担い手確保支援事業** 4,001 (4,009) 百万円
現場技能者を確保・育成するための体系的な研修や、複数の作業やデジタル技術等を学ぶ多能工化研修等に必要経費を支援します。
 - ② 緑の青年就業準備給付金事業** 453 (444) 百万円
林業大学校等において、林業への就業に必要な知識・技術等の習得を促進し、将来的に林業経営も担い得る有望な人材として期待される青年を支援します。
 - ③ 未来の林業を支える林業後継者養成事業** 21 (23) 百万円
高校生等を対象とする林業への就業促進活動、意欲的な取組を行う林業グループや女性林業者の活動を支援します。
 - ④ 森林プランナー育成対策** 43 (-) 百万円
再造林や木材の有利販売などを通じた持続的な経営を担う森林プランナーの育成の取組を支援し、林業経営体の経営力の向上を図ります。
 - ⑤ 技能評価推進対策** 43 (-) 百万円
技能評価の仕組みの創設に必要な経費を支援します。
- 2. 林業労働安全強化対策** 82 (-) 百万円
死傷年千人率の半減に向け、労働災害の多い伐採作業、小規模経営体等をターゲットとした安全診断、研修の実施、作業安全規範等の普及の取組を支援します。
- 3. 森林経営管理制度推進事業** 38 (42) 百万円
森林経営管理制度の円滑な運用のため、市町村を支援する技術者（通称：森林経営管理リーダー）の養成、全国の知見・ノウハウの提供等を実施します。

<事業イメージ>

- 1. 森林・林業担い手育成対策** [*は主な拡充事項、※は令和4年度補正予算関連事項]



- 2. 林業労働安全強化対策**

安全診断、伐採研修、作業安全規範等の普及 * 小規模林業経営体向けの支援を拡充

※ 補正予算において、安全衛生装備・装置の導入等を支援

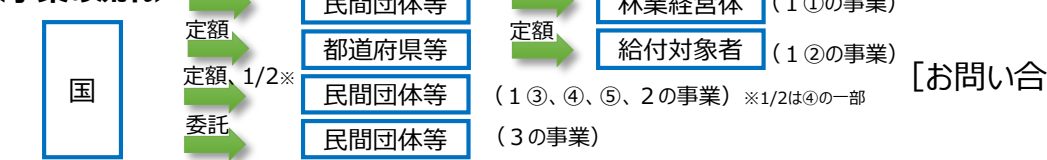
- 3. 森林経営管理制度推進事業**

森林経営管理リーダーを養成する研修の実施

森林経営管理制度に関する知見・ノウハウを集積・分析し、市町村等に提供

地域の森林・林業行政の支援体制を構築

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 (1①、②、④、⑤、2の事業) 林野庁経営課 (03-3502-1629)
 (1③の事業) 研究指導課 (03-3502-5721)
 (3の事業) 森林利用課 (03-6744-2126)-11-

<関連事業> 林業・木材産業循環成長対策等：造林に係る新規参入者など林業の多様な担い手の育成等

<対策のポイント>

漁業・漁村を支える人材の確保・育成を強化するため、漁業への就業前の者に対する資金の交付、インターンシップの受入れ、漁業現場での長期研修を通じた就業・定着促進、デジタル技術 (ICT) 活用を含む漁業者の経営能力の向上及び海技資格の取得等を支援します。

<政策目標>

毎年2,000人の新規就業者を確保

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 漁業担い手確保・育成事業

- ① 漁業学校等で学ぶ者に就業準備資金を交付します。
- ② 就業希望者への就業相談会の開催等を支援するとともに、インターンシップや就業体験の受入れを支援します。
- ③ 定着促進のため、新規就業者の漁業現場での長期研修について支援します。
- ④ 若手漁業者のデジタル技術 (ICT) 活用を含む経営・技術の向上を支援します。

2. 水産高校卒業生を対象とした海技士養成事業

水産高校卒業生を対象とした海技資格取得のための履修コースの運営等を支援します。

(関連事業)

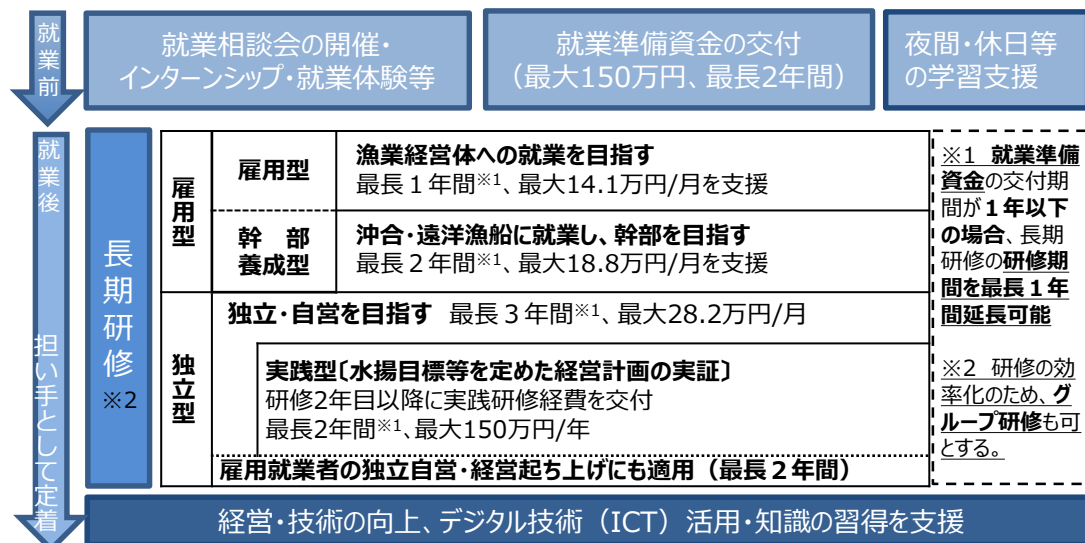
水産業成長産業化沿岸地域創出事業

新規就業者のための漁船・漁具等の導入を支援します。

漁業収入安定対策事業

計画的に資源管理等に取り組む新規就業者の漁獲変動等による減収を補填します。

1. 国内人材確保に向けた支援



2. 海技士免許取得に必要な乗船履歴を短期に取得するコースの運営等を支援



<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 (1の事業) 水産庁企画課 (03-6744-2340)
 (2の事業) 研究指導課 (03-6744-2370)

求職者支援訓練におけるコース設定の要件緩和

令和5年度予算案額	10,914,963千円の内数
令和4年度2次補正予算額	制度要求
令和4年度予算額	11,723,679千円の内数

現状・課題

- 実践的な技能等を付与する「実践コース」について、現行の訓練期間は3月以上6月以下とされているが、資格取得に要する期間等から、3月未満のコース設定が可能と考えられるものがある。
- また、マルチジョブホルダー・非正規雇用労働者など在职中の者等が、働きながら資格取得などによる安定就労を目指して訓練を受講するには1日の訓練時間（※）が長いなど、受講しづらい状況にある。
※現行制度では、訓練時間は1日あたり原則5時間以上6時間以下、1月あたり100時間以上



見直しの内容

- 就職氷河期世代を含めた安定就労を目指す方々が、個々人の状況に応じて安定就労に有効な職業能力等の習得ができるよう、令和2年3月より以下の見直しを行った。

<実践コースにおける訓練期間の下限緩和>

- ・ 実践的な技能等を習得の上、就職に直結する資格を取得できる特定の訓練コースについては、訓練期間の下限を緩和した（3月以上を2月以上とした）。

【対象コースの一例】介護初任者研修対応コース（介護初任者の資格取得）3ヶ月→2ヶ月
メディカルクラーク等対応コース（医療事務関係の資格取得）3ヶ月→2ヶ月

<在职中等特に配慮を要する者を対象とするコースにおける訓練時間の下限緩和>

- ・ ハローワークが必要性を認めた在职者等（※）を対象とした訓練コースを設定する場合、訓練時間の特例措置の対象とした（1日あたり原則3時間以上6時間以下、1月あたり80時間以上とした）。

※ 雇用保険の被保険者になれていないマルチジョブホルダー・非正規雇用労働者など在职中の者や、雇用保険の受給資格のない育児や介護中の者など受講にあたって訓練時間に特に配慮を有する者で、ハローワークにおいて当該コースの受講が安定就職に必要であると判断された者。

【新たに設定可能としたコース例】週あたり平日夜間3H×5日+土で5H
（月～金18時～21時+土9時～15時（1H昼休憩））

受講者の特性に対応した教育訓練手法の構築・普及促進事業（仮称）

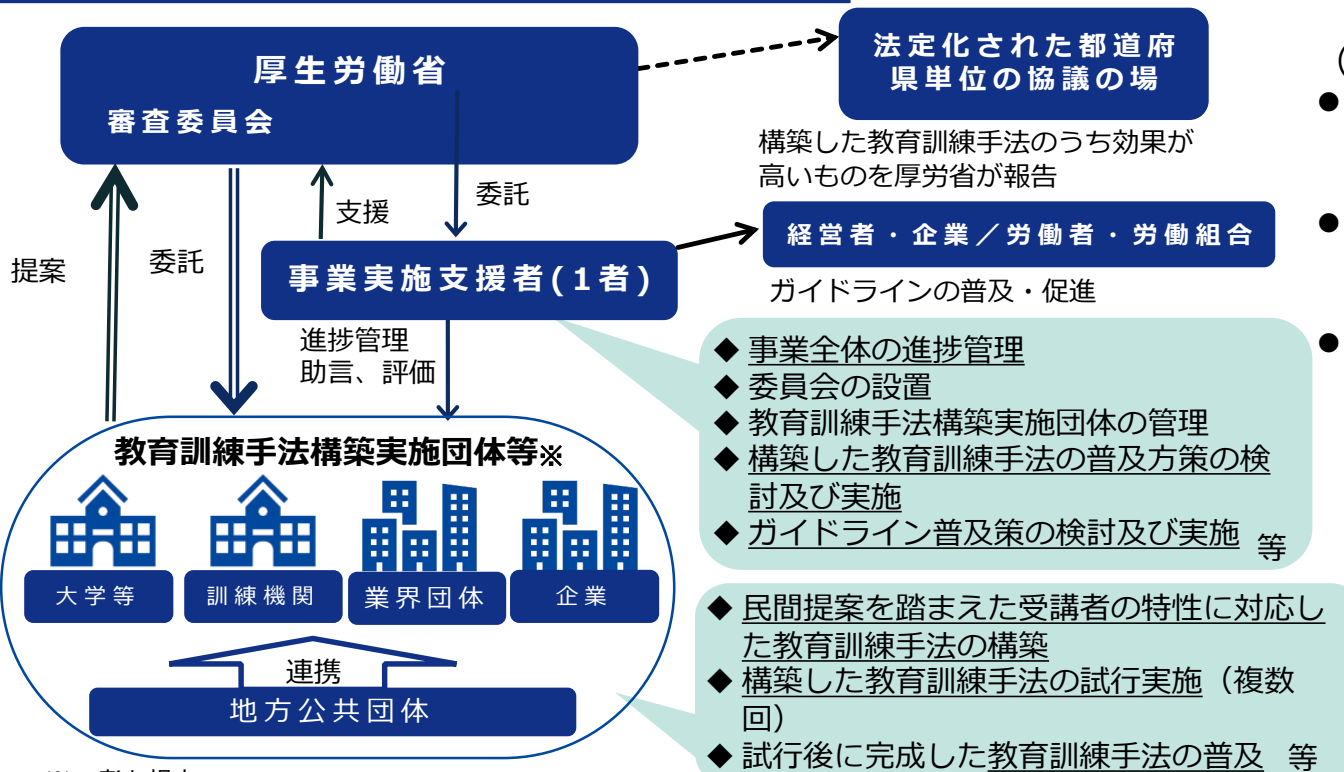
令和5年度予算案額 612,835千円の内数
 令和4年度予算額 0千円

1 事業の目的

民間からの提案募集において、「女性非正規雇用労働者向けの伴走支援を付したIT人材育成プログラムの実施」「中高年ホワイトカラーのセカンドキャリアに向けたマインドリセット等の実施」「管理職向けの人材マネジメント研修の実施」など多数の提案があったことから、こうした幅広いニーズに対応した訓練を実現するため、受講者の特性に対応した特色ある教育訓練手法の構築、その手法の試行及び普及方法を民間からコンテスト方式で募集し、その構築から試行、普及まで行わせる事業を必要に応じて地方自治体と連携しながら実施し、その成果については、法定化された都道府県単位の協議の場を通じて職業訓練メニューに反映させる。

さらに、令和4年6月にとりまとめた「職場における学び・学び直し促進ガイドライン」（ガイドライン）について、中小企業をはじめとした経営者や労働者に広く周知等を併せて行い、日本全体に学び・学び直しの風土の定着を図る。（事業実施期間：令和5年度～6年度）

2 事業の概要・スキーム・実施主体等



※20者を想定

＜想定される教育訓練手法の内容＞

(例)

- 女性非正規雇用労働者やひとり親などの生活困窮者や就職氷河期世代を訓練修了及び就職に導くための伴走支援手法の構築
- 中高年ホワイトカラーのセカンドキャリアに向けたマインドリセット・スキルチェンジを行うための手法の構築
- 管理職（現場のリーダー）のマネジメント能力向上のための訓練プログラムの実効性を上げるための手法の構築

(※1) 教育訓練手法の構築内容はカリキュラムや教材に加え、訓練開始前から就職・キャリアアップまでを伴走型で支援するために必要なノウハウ・手法、講師の育成等を含む。

(※2) ガイドラインの普及・促進は、リーフレット等の制作、シンポジウムの開催、経済誌・新聞・インターネット記事掲載及び先行事例の収集、展開を想定。

キャリア形成・学び直し支援センター事業（仮称）

令和5年度予算案額 2,193,193千円の内数
令和4年度予算額 1,484,063千円の内数

1 事業の目的

「キャリア形成・学び直し支援センター（仮称）」を創設（※1）し、キャリア形成や学び直しの必要性を感じている労働者等に対して、ジョブ・カードを活用して、キャリアコンサルティングの機会を提供するとともに、働く人が自律的、主体的に職業に関する学び・学び直しを行うことができるよう、関係機関とも連携し、労働者等のキャリア形成・学び直しを総合的に支援する。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

◆実施体制

【全国カバーのサービスを提供】

キャリア形成・学び直し支援センター（仮称）

・中央センターを東京都に1か所、地域センターを全国に設置（R4年度19か所）

- 各拠点に、職業・教育訓練や学び・学び直しに関する研修を受講したキャリアコンサルタントを常駐。
- 拠点から遠隔の地域や関係機関（自治体、企業・事業主団体、教育機関等）に巡回等で支援。
- 事業主団体、都道府県、労働局、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構などの関係機関とも連携

【相談窓口について】

- 在職労働者へのキャリアコンサルティングにも対応するため、地域に応じ、平日夜間、土日やオンラインの相談体制を整備
- キャリアコンサルティングは、原則として事前予約制

◆実施主体

厚生労働省

委託

民間事業者（株式会社等）

※1 キャリア形成サポートセンター事業の拡充

※2 「セルフ・キャリアドック」：企業がその人材育成ビジョン・方針に基づき、キャリアコンサルティング面談と多様なキャリア研修などを組み合わせて、体系的・定期的に従業員の支援を実施し、従業員の主体的なキャリア形成を促進・支援する総合的な取組み、また、そのための企業内の「仕組み」のこと。

令和3年度実績：キャリア形成サポートセンターにおける相談支援件数（個人へのジョブ・カード作成支援者数と企業への相談支援件数の計） 66,482件

◆支援メニュー

【労働者等支援】

- キャリア形成や学び直しの必要性を感じているがどういった学び（目的・方法・内容）等をしてよいか分からない者
 - 在籍企業内にキャリアコンサルティング等の相談・支援を受ける仕組みがない在職者
 - 受講すべき具体的な職業・教育訓練が明確でない者
- 等の個人に対して、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング、訓練情報の提供等を行う

【企業等支援】

- ジョブ・カードを活用して採用活動、人材育成、評価を実施する企業への支援
 - セルフ・キャリアドック（※2）導入支援（相談・技術的支援、セミナー等）
 - 雇用型訓練の実施を計画する企業に対する支援（訓練計画の策定支援等）
- 等により、企業等に対しても、キャリア形成や学び直し等に関する支援を行う

◆期待される効果

- 公的職業訓練、教育訓練給付対象講座、その他の教育訓練等に誘導、受講を促進
- 企業（特に中小規模）や非正規雇用労働者等のキャリア形成や学び・学び直しを促進

目的・概要

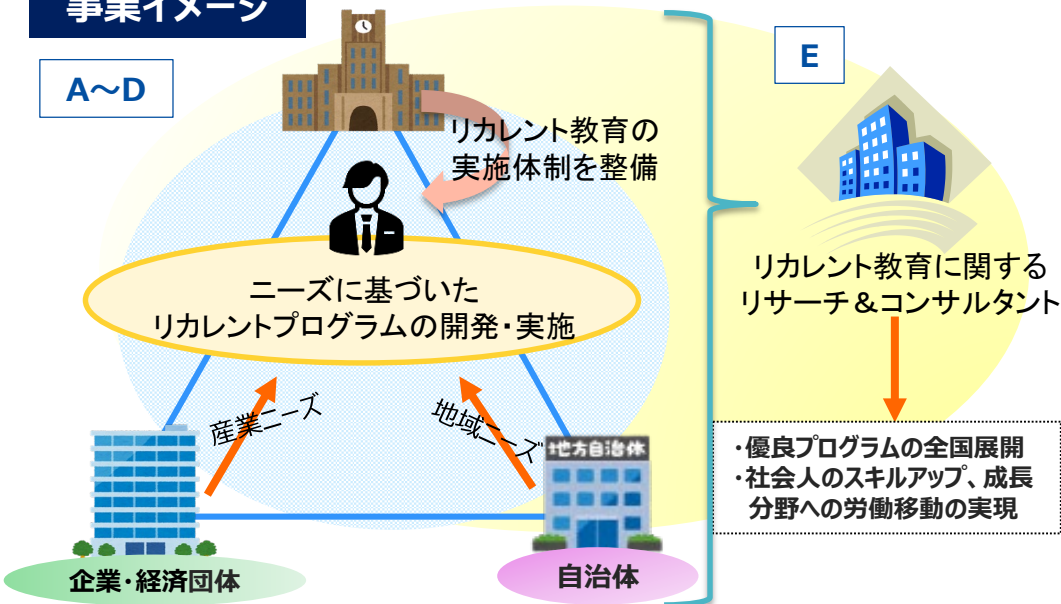
- 成長分野におけるリカレント教育の推進は教育未来創造会議等の政府会議や、骨太の方針、新しい資本主義実行計画等の政府文書でも求められている。
- そこで、**大学・高等専門学校等**に対し、産業界や社会のニーズを満たす**プログラム開発・実施・横展開に向けた支援**を行う。
- 併せて、大学におけるリカレント教育事業を**定着発展させる**ため、ニーズ把握からプログラム開発を一体的に実施する体制整備を支援する。

大学が民間企業や社会人に対しても積極的に働きかけ、

- 社会人のキャリアアップ
 - 企業の人的資本投資と生産性の向上
 - 発展し続ける社会を支える大学
- の好循環を構築

事業イメージ

A~D



実施内容

※補助率：2/3 (A~D)

A. デジタル・グリーン分野リスキルプログラムの開発・実施

【400万円×30拠点×2/3=8.0億円】

- 主に**就業者**が対象。DX分野に強い企業等と連携し、**応用的なデジタル・グリーン分野の能力を育成し就業者のキャリアアップや成長分野への労働移動に繋げる。**

B. 重要分野のプログラムの開発・実施 (リテラシー又はリスキル)

【200万円×20拠点×2/3=2.7億円】

- 主に**就業者・失業者・非正規雇用労働者**が対象。各業界と連携し就職・転職に必要な**基礎的又は応用的な重要分野の能力を取得しキャリアアップにつなげる。**

C. 各分野のエキスパート人材育成に向けたプログラムの開発・実施

【400万円×10拠点×2/3=2.7億円】

- 大学院レベルの知見を活用した課題解決を通じ、各分野の**ハイレベル人材を育成し、イノベーション等に繋げるため、短期間 (半年程度) のリカレントプログラムを開発・実施する。**

D. リカレント教育モデルの構築による大学院教育改革支援

【450万円×9拠点×2/3=2.7億円】

- 民間企業等との「組織」連携のもと、大学院のリカレント教育に係る**組織内改革 (リカレントをディプロマ・ポリシーに追加、恒常的な教育実施体制の構築等) や、養成する人材像やスキルセットを明確化したオーダーメイド型のリカレント教育学位プログラムの構築 (短期間プログラムのパイロット実施含む) に向けた支援を実施する。**

E. プログラム実施・拠点構築の支援・分析、横展開に向けた取組

【1.4億円・2か所 (民間企業等)】

- 大学が行うリカレントプログラムの開発や実施上の課題に対する調査や助言、開発したプログラムの横展開等に関する支援に併せ、**事業の円滑かつ効果的な実施に向けた支援を行う。**



〔放送大学シンボルマーク〕

- 様々な地域に住む、幅広い年代・職業の方が、自分に合ったスタイルで学ぶことができる高等教育機関。BS放送（テレビ・ラジオ）、インターネットで400科目以上の授業科目を開設。
- 遠隔教育の先駆者として、コロナ禍における学びの継続のため、他大学にも学習コンテンツを提供。
- 対面でのより深い学び、学生同士の交流の場として、全ての都道府県（全国57箇所）に学習拠点を設置。各地域で特徴のある面接授業（スクーリング）を開講。
- 社会人を中心に約9万人の学生が在籍し、リカレント教育の推進に寄与。



令和5年度予算額（案）

7,392,014千円

〔放送大学学園補助金〕

支出	13,016,596千円（13,594,517千円）
収入	自己収入 5,624,582千円（6,205,221千円）
	国庫補助金 7,392,014千円 （7,389,296千円）

参考：令和4年度第2次補正予算額：363,000千円

放送大学学園施設整備費補助金 363,000千円

◆経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日：閣議決定）【抜粋】

第2章 新しい資本主義に向けた改革

1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野

（1）人への投資と分配

（人的資本投資）

社会全体で学び直し（リカレント教育）を促進するための環境を整備する。

学び直しによる成果の可視化と適切な評価、学び直し成果を活用したキャリアアップや兼業・副業の促進、学ぶ意欲がある人への支援の充実や環境整備、成長分野のニーズに応じプログラムの開発支援や学び直しの産学官の対話、企業におけるリカレント教育による人材育成の強化等の取組を進める。

◆AI戦略2021（令和4年4月22日決定）【抜粋】

関連の人材の育成・確保は、緊急的課題であるとともに、初等中等教育、高等教育、リカレント教育、生涯教育を含めた長期的課題であり、AI戦略2019策定時から取り組んできている課題である。とりわけ、「数理・データサイエンス・AI」に関する知識・技能と、人文社会芸術系の教養をもとに、新しい社会の在り方や製品・サービスをデザインする能力が重要であり、これまでの教育方法の抜本的な改善と、STEAM教育などの新たな手法の導入・強化、さらには、実社会の課題解決的な学習を教科横断的に行うことが不可欠であり、引き続き注力していく必要がある。

主な要求事項

1. 数理・データサイエンス・AI関連分野の講座の体系化及び個別最適な学びの推進〔40百万円〕

- 時間の限られた社会人等の受講がより進むよう、バックグラウンドの知識や目的に応じ必要な講座だけを選び受講し、学習を効率よく行える仕組みを構築

2. 知的障害者をはじめとした障害者の学習環境モデル事例創出事業〔30百万円〕

- 知的障害者やその支援者への生涯学習支援につながる学習コンテンツの作成に向けた検討（コンテンツ作成に係る検討会議、ニーズ等調査、学習支援の取組の視察）

3. デジタル技術を活用した先進的な教育の展開〔88百万円〕

- サイバースペースでのラーニングコモンズなどを活用した、障害者も含めた学生の協働的な学びの推進等による学生サービスの充実
- ハイフレックス型講義など、情報通信技術等を活用した先進的な高等教育の導入
- 大学の国際化を進めるにあたっての、在外邦人のモニター調査の実施及び海外配信を可能とする追加の著作権許諾契約による、海外使用可能コンテンツの拡充

4. 施設改修〔363百万円〕【令和4年度第2次補正予算】

- 災害発生時においても、全国の学習者に対して中断することなく安定的な放送授業等を提供するため、老朽化対策等を講じ防災・減災機能の強化等を図る

空調機更新（放送研究棟）



「大学教育」「リカレント教育」拠点として、一層高度・効率的な学びの機会を全国へ提供できる環境を構築

専門職業人材の最新技能アップデートのための専修学校リカレント教育推進事業

令和5年度予算額（案）
（新規）

402百万円



文部科学省

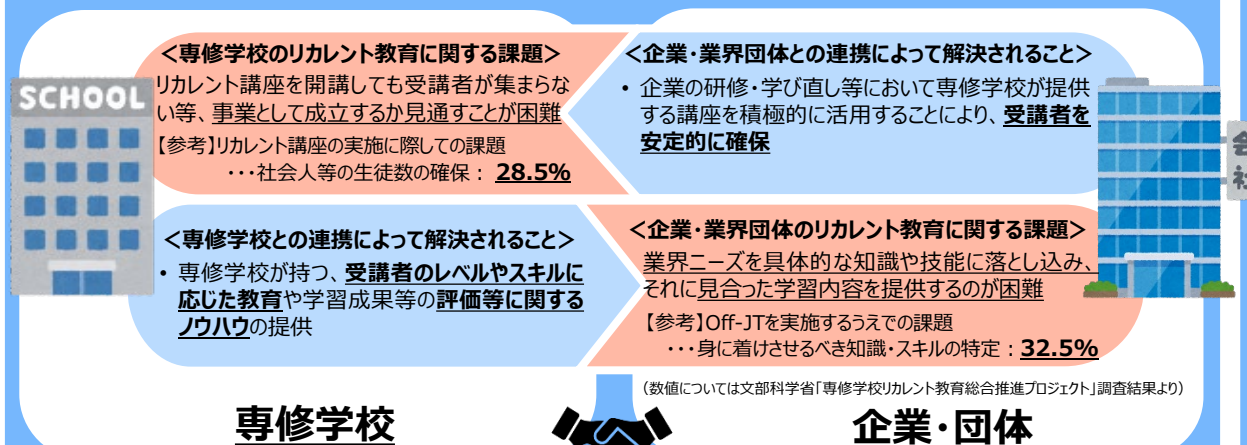
背景・課題

- 社会の変化が激しく、かつて専門学校で学んだ知識・技能だけではその変化に対応することは困難。
- 企業では社員に対し必ずしも十分な学び直しの時間を確保することはできていない。
- 教育未来創造会議の提言、骨太の方針等においてもリカレント教育の推進が求められているところ。

事業概要

専修学校と企業・業界団体等が連携体制を構築し、各職業分野において**受講者の知識・スキルを最新のものにアップデートできるリカレント教育のコンテンツを作成**するとともに、企業・業界団体のニーズに応じたカスタマイズや受講しやすい環境構築等により、多くの企業が必要とするリカレント教育を提供することに加え、**業界団体を通じて教育コンテンツの情報提供を行う体制を作るモデルを構築**し、その成果の普及を図る。

事業イメージ



専修学校

企業・団体

協働によりリカレント教育プログラムを開発・提供
それぞれの強みを生かし、課題を解決

受講者（専門職業人材）

- ・各職業分野において、進歩著しい知識・技術のアップデートによる個人の資質の向上。
（例）自動車整備 × 電気自動車等のクリーン技術、建築 × ゼロ・エネルギー住宅など
- ・企業や団体等からの推薦により、安心して学び直しに取り組むことが可能に。

事業メニュー

専門職業人材の最新知識・技能アップデートプログラムの開発

- 各職業分野（専修学校の教育内容8分野）において、**専修学校と企業・業界団体等との連携により、最新の知識・技能を習得することができるリカレント教育プログラムを作成。**
- 作成したプログラムについて業界団体等を通じて情報提供を行い、各企業や団体から専修学校でのリカレント教育講座等が安定的・持続的に活用されるよう**体制を構築。**
- 上記取組をモデルとし、その**効果の検証・成果について普及・展開。**
- 件数・単価：16分野×23百万円（予定）
- 事業期間：令和5年度～令和7年度

分野横断連絡調整会議の実施

- 各取組の進捗管理および連絡調整を実施。
- 各取組の事業成果を体系的にまとめ、普及・定着方策を検討。
- リカレント教育関連の動向や各職業分野に関する最新知識・技能等に関する情報収集、プログラム開発受託団体への提案等。
- 件数・単価：1か所×28百万円（予定）
- 事業期間：令和5年度～令和7年度

アウトプット（活動目標）

- ・ 各職業分野ごとに職業専門人材が学び直しにより最新知識・技能を身に付けることが可能となるプログラムについてモデル開発 ⇒ 8分野×2か所 = 16か所

アウトカム（成果目標）

開発したモデルを全国の専修学校が活用し、各学校においてリカレント教育講座を開講

インパクト（国民・社会への影響）、目指すべき姿

誰もが一人一人のキャリア選択に応じて必要となる学びを受けられる機会の充実を図る。

持続的な産学共同人材育成システム構築事業

～リカレント教育等の実践的教育の推進のための実務家教員育成・活用システムの全国展開～

令和5年度予算額（案）
（前年度予算額

1億円
2億円）



【背景】

- Society5.0時代を切り拓くためには、経済社会システムの全般的な改革が不可欠。中でも人材育成は何よりも重要な課題であり、**次世代にふさわしい教育システム**へと改革を加速させることが必要。
- Society5.0の推進に向けて、オープンイノベーションの実現が強く謳われる中、我が国の産学連携は欧米に比べて低調であることが産業界等から強く指摘されている。特に、研究と比較すると**教育に対する産学の連携がまだまだ不十分**。

【関連する閣議決定文書】

「**人づくり革命基本構想**」（平成30年6月閣議決定）、「**経済財政運営と改革の基本方針2019**」「**成長戦略2019**」（令和元年6月閣議決定）において、**産学連携・接続の強化による社会人の学び直す機会の強化や、実務家教員の育成等**が求められている。

目指すべき目標

産学がともに人材育成に主体的に参画し、中長期的かつ持続的に社会の要請に応えられる人材育成システムの構築。

目的

実践的な産学共同教育やプログラムを実施するために不可欠な**実務家教員の質・量の充実**を図るため、大学等において実務家教員育成プログラムの開発・実施等を行う。

具体的な取組内容

○実務家教員育成プログラムの開発、実施、全国展開

- ・質の高い実務家教員を育成するための研修プログラムの開発・実施
- ・開発された研修プログラムを全国展開するためのプログラムの標準化・普及



○企業と大学の連携体制の構築・強化

- ・社会ニーズの提供
- ・プログラムの共同開発
- ・実務家教員候補者の派遣
- ・大学教員の研修受け入れ
- ・産学共同コンソーシアムの構築

事業期間・規模

- 最大5年間財政支援（令和元年度～令和5年度）
- 中核拠点4件
企業や他の大学等と連携しながら、プログラムの開発、実施、全国展開を実施
- 運営拠点1件
中核拠点の取りまとめ、事業成果や実務家教員の普及・啓発を実施

期待される効果

- 実践的な産学共同教育の場の創出
- アカデミアと社会を自由に行き来できる学びと社会生活の好循環の醸成

背景等

- 少子高齢化、Society5.0の実現を見据える中、あらゆる分野での女性の参画拡大は社会・経済の持続可能な発展のために重要。
- 第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月）では、社会の多様性と活力を高め我が国経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から、指導的地位への女性の参画の拡大が極めて重要とされ、
 - ・ 2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会となることを目指す
 - ・ そのための通過点として、2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指して取組を進めることが新しい目標として掲げられたところ。

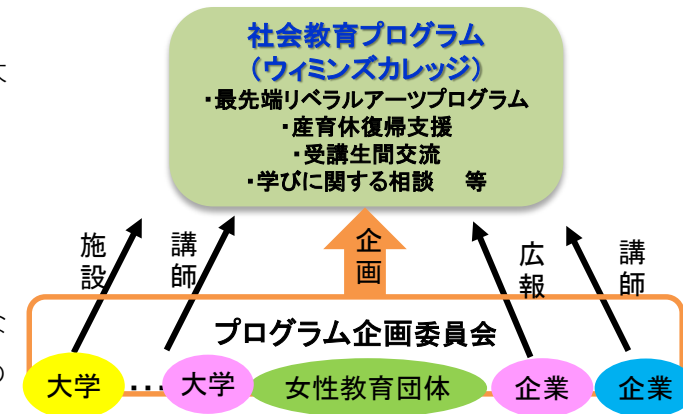
令和2年度より、女性の多様チャレンジに必要となる学びを総合的に支援する仕組みづくりに関するモデルを構築。令和5年度は、女性教育関係団体、大学及び研究者、企業等が連携し、例えば女性が指導的地位に就くに際して必要となる体系的な学習の提供等、女性の多様なチャレンジを総合的に支援するモデルを構築。加えて、我が国の将来を担う子供たちの最も身近な存在である学校運営における女性の参画を推進し、子供たちの男女共同参画を推進する意識を醸成。

<<取組①：多様なチャレンジに寄り添う学び・社会参画支援モデルの構築>>

男女共同参画、女性の活躍等に知見を持つ女性教育関係団体と多様な分野に高度な知見を持つ大学及び研究者、企業等が連携し、

- ① 総合的な知識、的確な判断力と実行力を高め、より高度な社会参画を目指す女性の支援
- ② 産育休復帰支援 等

に資する社会教育プログラム（ウィミンズカレッジ）を構築。男女共同参画に関する知識の他、Society5.0時代の最先端のリベラルアーツや、ビジネスや高度な意思決定の場で求められる的確な判断力等、多種多様な社会生活においてアップグレードを目指す女性を対象に、それぞれの知識の体幹強化に必要となるオーダーメイド型の学習機会を提供するモデルを構築する。



<<イメージ>>

<<取組②：学校教育分野における女性の意思決定過程への参加>>

学校教育分野において女性の採用・登用が進まない地域に対し、各地域が抱える課題について地域の教育関係者と共有するとともに、他地域の好事例やロールモデル等の提供を行い、当該地域における女性の採用・登用に向けた取組について支援を行う。加えて、全国フォーラムを開催し、地域ごとの課題や好事例等の横展開を図る。

事業を実施する背景

人生100年時代やデジタル社会が進む中、リカレント教育の重要性は一層高まっている。

- **大学・民間企業等が提供するプログラムや学修を通じて得られる成果**に関する情報が不足していることが、個人の学び直しや企業での人材育成が進展しない要因の一つと考えられる。
* 経産省の企業向け調査で、リカレント教育推進に向けた一番の課題として情報収集が挙げられた
- 働き方が変化する中で、**個人の学習歴を可視化して、就職・転職活動や、企業内の処遇や評価を行う際に活用**できることが、政府会議や産業界等からも強く求められている。また、「マナパス」の機能の拡充や情報発信の強化について政府文書等で明記されているところ。
- 上記の背景を踏まえ、**産官学リソースの活用**や、**関係省庁との連携**を通じて、リカレント教育に関する情報によりアクセスしやすい環境整備を実現する。

過去3年間の取組

【令和2年度】サイトの公開、コンテンツ（検索機能、特集、修了生インタビュー等）の充実、イベント開催、テレビ・ラジオ・SNS等を活用した広報

【令和3年度】既存コンテンツの充実、新規コンテンツ（いいね、コメント、マイページ機能等）の追加、厚労省Job-tagとの連携、イベント開催

【令和4年度】企業向けページ開発、マイページ機能充実、民間企業等提供講座の掲載、民間・自治体等他サイト連携

令和5年度の取組

【実施主体：民間企業等 1箇所×3,000万円】

- **企業向けページの充実**：講座や事例、支援制度等の情報充実、マッチング機能の充実等
- **マイページ機能の充実**：UI等利便性向上、**学習記録の信頼性向上の仕組み構築**（オープンバッジなど）、**学習記録を就職等に活用するためのジョブカード連携準備**
- **講座検索機能の充実**：民間講座・受講生の声の充実、就職状況等の成果発信
- ユーザーや企業が活用できる**オンラインコミュニティ機能の開発**
- 厚労省の教育訓練給付金システム、ハローワークインターネットサービス、jobtag、経産省のマナビDX等との**システム連携に向けた準備**
- サイトの認知度向上及び、効果的な情報発信に向けた**webプロモーション等の実施**
- 上昇するアクセスに耐えうる**サーバー強化**、システム連携、サイバー攻撃を防止する**セキュリティ強化**

政府文書等における提言

「骨太の方針」（令和3年6月閣議決定）

- オンラインや土日・夜間の講座の拡大を図るとともに、内容の**検索機能や情報発信を充実**する。

「骨太の方針」（令和4年6月閣議決定）

- **学ぶ意欲がある人への支援の充実や環境整備**、（略）企業におけるリカレント教育による人材育成の強化等の取組を進める。

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画「フォローアップ」」（令和4年6月閣議決定）

- 「マナパス」の機能を拡充し、関係省庁が連携して、**大学等や民間企業が提供するプログラムや学びの成果をはじめとした情報発信の充実**に取り組む。

「教育未来創造会議提言」（令和4年5月政府会議決定）

- **個人の学修歴や職歴等をデータ化した上で、これを就職・転職活動等に活用できるデータ基盤を整備**する。
- 「マナパス」（社会人の学びのポータルサイト）の**機能拡充による、プログラムや学びの成果をはじめとした情報発信を充実**する。

経団連「新しい時代に対応した大学教育改革の推進」

社員の受講を促すため、（略）**受講成果の可視化**を図る。

* 令和4年4月の経団連提言においては、プログラムの企業における活用事例等を載せてほしい旨、述べられた。

事業を通じて得られる成果（インパクト）

- ✓ 学びに関する情報取得を円滑化し、個人の学び直し及び企業の人材育成を促進し、時代の変化に対応できる人材の輩出や労働生産性の向上に寄与。
- ✓ 学習によって得られる成果や学習歴を可視化し、就職・転職等につなげることで、学び直しに対する国民の意識の向上や、労働移動の円滑化にも寄与。

事業を実施する背景・概要

- 大学等がリカレント教育を継続的に実施するための課題として、**ニーズ把握やそれに対応した教育プログラムの提供、受講生確保に向けた広報・周知等**が挙げられている。(文科省調査より)
- これらの課題解決に向けた取組は、個別の教育機関単位ではなく、**地域単位で行うことが効果的・効率的であると考えられ、さらに、リカレント教育の取組を地域に根付かせ、地域ニーズに応じた人材育成に資するものと考えられる。**
- このため、**大学コンソーシアムや自治体等において、①地域に分散している人材ニーズの調査・把握、②教育コンテンツの集約、③それらのマッチング、④広報・周知等を産業界のニーズを踏まえながら効果的・効率的に実施する体制を整備できるよう、産官学金の対話の場（リカレント教育プラットフォーム）の構築や、コーディネーターの配置等に**必要な経費を措置し、**地域ニーズに応える人材の継続的な輩出に向けた仕組みの定着化を図る。**

事業スキーム

【委託対象】大学コンソーシアム・自治体等（10か所×3,000万円程度）



【主な実施事項】

* 赤字は特に重要な部分

- **リカレント教育に関する人材ニーズの調査**
- **コーディネーター配置**
- **大学等のシーズと地域ニーズのマッチング**
- **プログラムや事例の広報・周知（コンテンツ集約）**
- **プログラム開発の後方支援**
- **連携委員会開催**
- **自走に向けたコンサルティング**
- **成果のとりまとめ・全国展開**

政府文書等における提言

「骨太の方針」（令和4年6月7日閣議決定）

- （略）学ぶ意欲がある人への支援の充実や環境整備、**成長分野のニーズに応じたプログラムの開発支援や学び直しの産学官の対話、企業におけるリカレント教育による人材育成の強化等の取組を進める。**

「教育未来創造会議提言」（令和4年5月政府会議決定）

- 大学等において、**産業界や地域のニーズに合ったリカレント教育を推進するため、企業や地方公共団体等と必要な人材像や求めるプログラム等について議論する場を設け、継続的なリカレント教育実施に向けた支援を行う。**

自民党「教育・人材力強化調査会」提言

- **地域の産学官等で、求めるプログラム等について議論する場を設け、産官学連携でプログラムを開発するなど、地域に密着したリカレント教育プログラム開発の支援**

事業を通じて得られる成果（インパクト）

- ✓ **地域の人材ニーズの把握やニーズに合ったプログラムの開発・提供・運用改善、広報・周知やコンテンツ集約の実現。**
- ✓ **コーディネーターの配置を通じて、大学等が提供できるシーズと地域や産業界のニーズの効率的なマッチングの実現。**
- ✓ **ニーズに応えたプログラムを継続的に提供する好循環を創出し、人材供給を通じての地域課題解決の実現。**

事業を実施する背景

- リカレント教育に関しては、教育未来創造会議においても、**学習成果の可視化やその発信**が重要な論点として挙がっているところ。また、第6期科学技術イノベーション基本計画においても、**リカレント教育の目標に加え、教育効果や社会への影響を評価できる指標開発**が求められている。
- 一方で、リカレント教育によって、**実際にどのような成果（給与、処遇への反映等）がどの程度実現しているかについては、必ずしも詳細な調査結果やデータ等として明らかにはなっていない**のが現状である。
- リカレント教育の効果を提示し、個人の学び直しや企業の人材育成に関する機運を高めるとともに、**成果についても広く社会に対してプロモーションし普及啓発**を図る。
- 併せて、**個人や企業の属性に応じた学習ニーズや期待される効果を把握**し、今後の大学や企業におけるリカレント教育に関する取組をより実効性の高いものとする。

令和5年度の取組

- <調査分析> **リカレント教育を実施した社会人や人材育成を行った企業**に対して、どのような成果や影響をもたらしたかを把握する調査を実施する。
(成果の例：個人の収入増加や成長分野への転職、新規事業創出、企業利益の増大等)
- <指標開発> 調査結果を踏まえ、**リカレント教育の効果や社会への影響を分析し、リカレント教育や企業内の人材育成が社会に及ぼす影響を評価できる指標**を開発する。
- <普及啓発> 調査結果をとりまとめ、**個人のリカレント教育や企業における人材育成がもたらす効果を周知・普及啓発**し、社会にリカレント教育の重要性をより一層根付かせる。

政府文書等における提言

- 「**成長戦略フォローアップ**」(令和4年6月7日閣議決定)
 - ・ **学び直しの効果に関する調査研究を実施するとともに、その結果を周知する。**
- 「**教育未来創造会議提言**」(令和4年5月政府会議決定)
 - ・ **学び直しの効果に関する調査研究を実施するとともに、その結果を周知する。**
- 「**科学技術・イノベーション基本計画**」(令和3年3月26日閣議決定)
 - ・ **2023年度までに、リカレント教育の社会人受講者数のほか、その教育効果や社会への影響を評価できる指標を開発する。**

事業スキーム



- * 実施主体：民間企業等（1箇所）
- * 数・単価：1箇所（民間企業等）×約7,700万円
- * 事業背景等踏まえ、単年度のみでの事業実施を想定

アウトプット（活動目標）

- ・ 社会人（有効回答10,000人程度）、企業（2,000社程度）に対する調査を実施。
- ・ 調査・分析結果をとりまとめ（報告書等）
- ・ リカレント教育の指標開発
- ・ 報告書をSNSや広報誌等を通じて周知

アウトカム（成果目標）

- ・ 学び直しに際しての課題として「学習成果が見えにくい」を挙げる個人・企業の割合の低下（例：内閣府、厚労省調査）
- ・ 自己啓発を行う者の割合の増加（厚労省調査）
- ・ 社会人学習者数の増加

インパクト（国民・社会への影響）

- ・ 企業における人材育成の機運を高め、社会の変化に対応できる人材の育成
- ・ 個人の学び直しの機運を高め、個人の労働生産性の向上につなげる

地域未来DX投資促進事業

令和5年度予算案額 **15 億円 (16 億円)**

事業の内容

事業目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、デジタル化は不可逆的に進展しています。各国では非接触・リモート社会の構築に向けて、デジタル投資が加速しており、デジタル技術の活用の成否が企業・産業の競争力に直結します。地域企業・産業が、こうした動きに取り残されることなく、生産性を向上し、付加価値を生み出していくためには、デジタル技術を活用した業務・ビジネスモデルの変革（デジタルトランスフォーメーション（DX））を実行していくことが不可欠です。本事業では、各種の取組を通じて、地域企業・産業で取組が遅れているDXを強力に支援・推進します。

事業概要

- (1) 地域DX促進環境整備事業
- ①地域ぐるみで企業のDXを促進するため、産学官金が参画する支援コミュニティが行う、サイバーセキュリティ対策を含むDX戦略策定に向けた伴走型支援やマッチング等に要する費用を補助します。（補助率：10/10）
 - ②地域の特性や強みとデジタル技術を掛け合わせ、地域企業等が行う新事業創出の実証事業を補助します。（補助率：2/3又は1/2）
 - ③公設試検索システムの更新や地域未来牽引企業等の経営状況の調査、産業用地検索システムの構築等を行います。（委託）
- (2) 地域デジタル人材育成・確保推進事業（デジタル人材育成プラットフォーム）
- ①スキルの見える化に向けたデジタルスキル標準の改訂及び同標準に紐づいた講座を一元的に提示する専用ポータルサイトを運営します。（独法交付金）
 - ②ケーススタディ教育プログラムや地域企業と協働したオンライン研修プログラム等を運営するとともに、オンライン研修プログラムの伴走支援を含む地域内のデジタル人材育成のハブ機能の実証を実施します。（委託）

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

(1) 地域DX促進環境整備事業



(2) 地域デジタル人材育成・確保推進事業



成果目標

- (1) ①事業年度から、その3年後までの間において、支援コミュニティの活動地域における「地域未来牽引企業と地域未来投資促進法に基づく承認地域経済牽引事業者」からなる企業群の労働生産性が6%以上増加することとします。
- ②事業終了後3年を経過した日までに、実証事業のうち、対象となる新事業に係る売上計上を予定する事業の割合を50%以上とします。
- (2) 令和8年度までに地域企業のDXを進められる人材（地域企業と協働したオンライン研修プログラム修了者）を1,300人育成・確保します。

特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）

令和5年度予算案額 11.7億円（21.2億円）

正社員経験が無い方や、正社員経験が少ない方について、失業しておらず非正規雇用労働者である場合も含めて、正社員就職を支援する。

支給要件等

- 以下のいずれにも該当する者(対象労働者)を正社員として雇い入れた事業主
 - ①35歳以上55歳未満の者
 - ②「雇入れ日前直近5年間に正社員としての雇用期間が通算1年以下の者」かつ、「雇入れ日前1年間正社員として雇用されていない者」
 - ③職業紹介の時点で「失業状態の者」または「非正規雇用労働者」かつ、「ハローワークや職業紹介事業者等において、個別支援等の就労に向けた支援を受けている者」
 - ④安定した雇用を希望している者

2. 支給額：対象労働者1人あたり計60(50)万円

6か月定着後	30(25)万円
1年定着後	30(25)万円
※括弧内は中小企業以外	

※就職氷河期世代の正社員就職を促進するため、助成金の活用と併せて以下の取組みを実施

- ・ 就職氷河期世代限定求人の開拓・確保
- ・ 就職氷河期世代限定面接会、人手不足業種との職場見学会付き面接会の開催

特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）

令和5年度予算案額 155億円の内数（150億円の内数）

1 事業の目的

- 特定求職者雇用開発助成金は、高年齢者や障害者、就職氷河期世代などの就職が特に困難な者の雇用機会の増大を図るため、これらの者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成する制度。
- 就職困難者について、**デジタル等の成長分野への労働移動支援**を行うほか、賃上げを伴う労働移動等の実現のため、**一定の技能を必要とする未経験分野への労働移動**を希望する者を雇い入れる事業主に**高額助成**を行う。

2 事業の概要

① **成長分野（デジタル、グリーン）の業務**に従事する労働者として雇い入れる事業主に対して、**高額助成（45万円～360万円。通常コースの1.5倍）**を行う【R4.4～】

② **就労経験のない職業**^{※1}に就くことを希望する就職困難者を雇い入れ、人材育成計画を策定し、**人材育成**^{※2}を行ったうえで**賃金引き上げ**^{※3}を行う事業主に対して、**高額助成（45万円～360万円。通常コースの1.5倍）**を行う【R4.12～】

※1 ①の成長分野以外も対象。

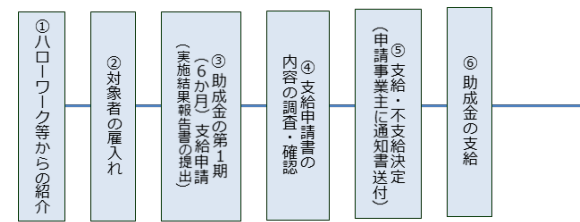
※2 50時間以上の訓練などが対象。

※3 雇入れから3年以内に5%以上の賃金引き上げが必要。

3 事業スキーム

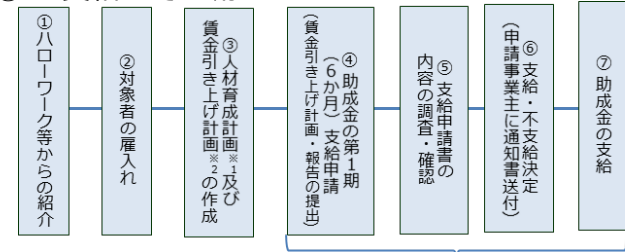
実施主体：国

① の支給までの流れ



※第2～6期支給申請も同様の手続きが必要

② の支給までの流れ



※第2～6期支給申請も同様の手続きが必要

※1 対象者の雇入れ後、助成対象期間内に訓練を実施することが必要

※2 「賃金引き上げ計画」の計画期間（最大3年）終了後の「報告書」の提出をもって高額支給

トライアル雇用助成金

(一般トライアルコース)

令和5年度予算案額 4.5億円の内数 (4.0億円の内数)

厚生労働省

■ 概要

職業経験の不足などから、安定した職業に就くことが困難な求職者について、常用雇用への移行を目的に一定期間（原則3か月）試行雇用する事業主に対して助成する制度。

■ 助成内容等

対象労働者	支給額
○2年以内に2回以上離職又は転職を繰り返している者 ○離職している期間が1年超の者 ○育児等で離職し、安定した職業に就いていない期間が1年超の者 ○フリーターやニート等で55歳未満の者 ○特別の配慮を要する者(生活保護受給者等)	月額4万円

※ 対象労働者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合は月額5万円となる。

※ ハローワーク、職業紹介事業者等（助成金の取扱いに係る同意書の提出が必要）の紹介が必要。

※ 母子家庭の母等の場合、特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）の第2期の併用が可能。

1 事業の目的

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者（以下「有期雇用労働者等」といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して包括的に助成

2 事業の概要・スキーム

コース名／コース内容	支給額（1人当たり）	加算措置／加算額（1人当たり）
<p>正社員化支援</p> <p>正社員化コース</p> <p>有期雇用労働者等を正規雇用労働者^(※)に転換又は直接雇用 <small>※多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）を含む</small></p> <p>➢ 転換後6か月間の賃金が転換前6か月間の賃金と比較して3%以上増額していることが必要</p>	<p>①有期→正規： 57万円（42.75万円）</p> <p>②無期→正規： 28.5万円（21.375万円）</p>	<p>加算措置／加算額（1人当たり）</p> <p>正社員化コース</p> <p>■人材開発支援助成金の特定の訓練修了後に正社員転換</p> <p>① 9.5万円（大企業も同額）</p> <p>② 4.75万円（大企業も同額）</p> <p>人への投資</p> <p>■派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者として直接雇用 28.5万円（大企業も同額）</p> <p>■母子家庭の母等又は父子家庭の父</p> <p>① 9.5万円（大企業も同額）</p> <p>② 4.75万円（大企業も同額）</p> <p>■勤務地限定・職務限定・短時間正社員制度を新たに規定 1事業所当たり9.5万円（7.125万円）</p> <p>※「人への投資促進コース」のうち、自発的職業能力開発訓練または定額制訓練の修了後に正社員転換した場合の加算は、それぞれ</p> <p>①11万円②5.5万円（大企業も同額）。</p>
<p>障害者正社員化コース</p> <p>障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換</p>	<p>①有期→正規： 90万円（67.5万円）</p> <p>②有期→無期： 45万円（33万円）</p> <p>③無期→正規： 45万円（33万円）</p> <p>※重度障害者の場合は、 ①120万円(90万円)②③60万円（45万円）となる。</p>	
<p>処遇改善支援</p> <p>賃金規定等改定コース</p> <p>全て又は一部の有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を改定し、3%以上増額</p>	<p>① 3%以上5%未満： 5万円（3.3万円）</p> <p>② 5%以上： 6.5万円（4.3万円）</p>	<p>賃金規定等改定コース</p> <p>■「職務評価」の手法の活用により実施 <u>1事業所当たり</u> 20万円（15万円）</p>
<p>賃金規定等共通化コース</p> <p>有期雇用労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用</p>	<p><u>1事業所当たり</u> 60万円（45万円）</p>	
<p>賞与・退職金制度導入コース</p> <p>有期雇用労働者等を対象に賞与・退職金制度を導入し、支給又は積立てを実施</p>	<p><u>1事業所当たり</u> 40万円（30万円）</p>	<p>賞与・退職金制度導入コース</p> <p>■同時に導入した場合 <u>1事業所当たり</u> 16.8万円（12.6万円）</p>
<p>短時間労働者労働時間延長コース</p> <p>有期雇用労働者等の週所定労働時間を3時間以上延長し、社会保険を適用</p>	<p>23.7万円（17.8万円）</p> <p>※労働者の手取りが減少しない取組をした場合、3時間未満延長でも4.3～11.7万円を助成。 ※令和6年9月末までの金額</p>	<p>※()は、大企業の場合の額。</p>

人材開発支援助成金

令和5年度予算案額 65,782,987 千円
 令和4年度2次補正予算額 制度要求
 令和4年度予算額 69,830,632 千円

1 事業の目的

- 事業主が行う人材育成については、雇用情勢・訓練ニーズに合わせた支援を効果的に行う必要がある。
- このため、民間ニーズを踏まえつつ、職業訓練を実施する事業主等に対して訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する等により、企業内における人材育成を効果的かつ柔軟に支援するとともに、雇用する労働者の職業能力の向上や企業の労働生産性の向上に資する。

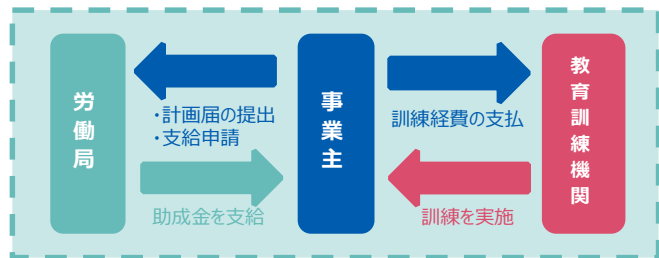
2 事業の概要・スキーム・実施主体等

- 雇用する労働者に対して、職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合等に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成。
- 雇用形態により対象労働者を区分していた訓練コースの統廃合を行うことで、正規、非正規問わず幅広い訓練の受講を可能とし、企業で働く労働者の訓練機会の拡充を図るとともに、事業主の利便向上を図る。
- 訓練を受講した労働者が資格を取得し、当該労働者に対して事業主が制度として資格手当を支払う場合等に、助成率を15%加算することで、事業主による評価の実施や訓練受講者の処遇向上の取組を支援する。

(人材育成支援コース(仮称)への統廃合)

(訓練成果の評価による助成率の加算)

コース名	対象訓練・助成内容	助成率・助成額 注()内は中小企業事業主以外			
		OFF-JT		OJT	
		経費助成	賃金助成	実施助成	
人材育成支援コース (仮称)	OFF-JT訓練(人材育成訓練(仮称))	正規雇用:45(30)% 非正規雇用:60% 正社員化した場合:70%		-	
	OFF-JTとOJTの組み合わせ訓練	企業の中核人材を育てるための訓練(認定実習併用職業訓練)	760(380)円/時・人	最低6か月 20(11)万円/人	
		非正規の正社員化を目指して実施する訓練(有期実習型訓練)	45(30)% 60% 正社員化した場合:70%		最低2か月 10(9)万円/人
教育訓練休暇等付与コース	有給教育訓練休暇制度(3年間で5日以上)を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合	30万円 ※制度導入助成	-	-	
人への投資促進コース	高度デジタル人材訓練 ／成長分野等人材訓練	デジタル	75(60)%	960(480)円/時・人	-
		成長分野	75%	960円/時・人 ※国内大学院	-
	情報技術分野認定実習併用職業訓練 (OFF-JTとOJTの組み合わせ訓練)	60(45)%	760(380)円/時・人	最低6か月 20(11)万円/人	
	定額制訓練	60(45)%	-	-	
	自発的職業能力開発訓練	45%	-	-	
	長期教育訓練休暇制度 ／教育訓練短時間勤務制度及び所 定外労働免除制度	長期休暇	20万円 ※制度導入助成	6,000円/日・人 ※有給時	-
短時間勤務等		20万円 ※制度導入助成	-	-	
事業展開等リスティング支援コース	事業展開等に伴い新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練	75(60)%	960(480)円/時・人	-	



【令和3年度実績: 31,137 件(支給決定件数)】

※ 各訓練において、訓練受講の成果を評価し、制度として資格手当を支払う場合などに経費助成率を15%加算。

中小企業・小規模事業者人材対策事業

中小企業庁経営支援部
経営支援課

令和5年度予算案額

8.2 億円 (8.4 億円)

事業の内容

事業目的

中小企業・小規模事業者が、自社を取り巻く様々な環境変化に対応し、事業活動を維持・成長できるよう、経営課題の解決に資する人材の確保・活用・定着等に係る意識およびノウハウを向上させることを目的とします。

事業概要

中小企業・小規模事業者が、自社が抱える経営課題の解決に向け、兼業・副業、人材育成を含む多様な形態や、女性、高齢者、就職氷河期世代を含む多様な人材の確保・活用・定着等を図るためのセミナー・マッチング等を実施します。加えて、地域の経営支援機関間の連携強化等を通じた中核人材確保支援の担い手育成を実施します。特に、地域の特色に応じた支援機関ネットワークのモデルを創出します。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標

自社のニーズに合致する人材の獲得にチャレンジし、内定に至った事業参加者の割合20%以上を目指します。また、事業内で育成した担い手の70%が人材支援を実践出来るようになることを目指します。

農山漁村発イノベーション推進事業（地域活性化型）

【令和5年度予算概算決定額 9,070（9,752）百万円の内数】

<対策のポイント>

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、地域住民が生き生きと暮らしていける環境の創出を行うためのきっかけをつくり、農山漁村について広く知ってもらうことを入口に、農的関係人口創出、二拠点居住、移住、定住の実現を図り、農山漁村の活性化を推進します。

<事業目標>

地域課題の抽出や、課題解決のための活動計画の策定・実証を行う地域の創出（100地域〔令和6年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 活動計画策定事業

- ① 農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した地域の創意工夫による**地域活性化**に向けて、**アドバイザーを活用したワークショップ**等を通じた**地域の活動計画策定**を支援します。
 - ② **活動計画に掲げられた取組を実施するための体制構築、実証活動及び専門的スキルの活用等**を支援します。
- 【事業期間】 3年間
 【交付率】 定額（上限：1年目500万円、2年目250万円等）※
 ※条件不利地においては、交付期間の延長・上限額の加算措置あり。また、専門的スキルを活用する場合には、交付期間の延長・上限額の加算措置あり。



地域の活動計画の策定
（ワークショップの開催）



体制構築及び実証活動
（高齢者の移動確保）

2. 農山漁村関わり創出事業

- ① 農繁期の手伝いや地域資源の保全等の農山漁村での様々な活動について、**農山漁村に興味がある多様な人材が関わる**ことができる**仕組みを構築**する取組等を支援します。
 - ② 農山漁村の**地域づくりを担う人材（農村プロデューサー）の育成等**を支援します。
- 【事業期間】 上限2年間等
 【交付率】 定額



農作業体験



農山漁村の多様な活動への参加



3. 農山漁村情報発信事業

- 農山漁村のポテンシャルを引き出して**地域の活性化や所得向上に取り組んでいる優良な事例の横展開**や、**歴史的・文化的背景、景観等を含む農業・農村の有する多様な価値**について**主に若年層等を対象とした理解醸成等**のための**情報発信の取組**を支援します。
- 【事業期間】 1年間
 【交付率】 定額

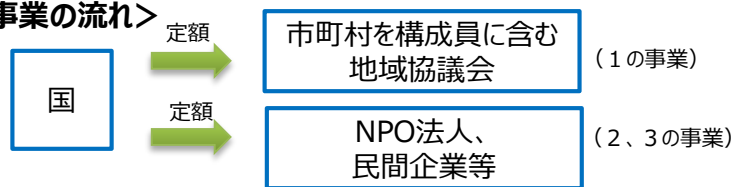


WebサイトやSNSによる
優良事例の情報発信



農業農村の多様な価値の理解醸成

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】

- (1の事業、2①の事業) 農村振興局都市農村交流課 (03-3502-5946)
- (2②の事業) 農村計画課 (03-6744-2203)
- (3の事業のうち優良事例の横展開) 都市農村交流課 (03-3502-5946)
- (3の事業のうち理解醸成等) 鳥獣対策・農村環境課 (03-6744-0250)

農山漁村発イノベーション推進・整備事業（農福連携型）

【令和5年度予算概算決定額 9,070（9,752）百万円の内数】

<対策のポイント>

農福連携の一層の推進に向け、**障害者等の農林水産業に関する技術習得**、障害者等に農業体験を提供する**ユニバーサル農園※**の開設、障害者等が作業に携わる**生産・加工・販売施設の整備**、全国的な展開に向けた**普及啓発**、都道府県による**専門人材育成の取組**等を支援します。

※ 農業分野への就業を希望する障害者等に対し農業体験を提供する農園

<事業目標>

農福連携に取り組む主体を新たに創出（3,000件 [令和6年度まで]）

<事業の内容>

1. 農山漁村発イノベーション推進事業（農福連携型）

① 農福連携支援事業

障害者等の**農林水産業に関する技術習得**、作業工程のマニュアル化、**ユニバーサル農園の運用**、**移動式トイレの導入**等を支援します。

【事業期間】 2年間

【交付率】 定額（上限150万円等）

② 普及啓発・専門人材育成推進対策事業

農福連携の**全国的な横展開に向けた取組**、農福連携の定着に向けた**専門人材の育成**等を支援します。

【事業期間】 1年間

【交付率】 定額（上限500万円等）

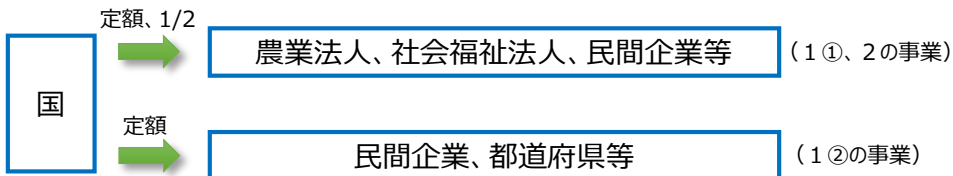
2. 農山漁村発イノベーション整備事業（農福連携型）

障害者等が作業に携わる**生産施設**、**ユニバーサル農園施設**、**安全・衛生面にかかる附帯施設等の整備**を支援します。

【事業期間】 最大2年間

【交付率】 1/2（上限1,000万円、2,500万円等）

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 農山漁村発イノベーション推進事業（農福連携型）

① 農福連携支援事業



農産加工の実践研修



養殖龍補修・木工技術習得



移動式トイレの導入



ユニバーサル農園の運用

② 普及啓発・専門人材育成推進対策事業



普及啓発に係る取組



人材育成研修

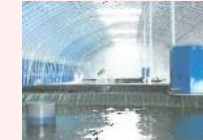
2. 農山漁村発イノベーション整備事業（農福連携型）



農業生産施設（水耕栽培ハウス）



苗木生産施設



養殖施設



休憩所、トイレの整備



園地、園路整備



処理加工施設

3 個々人の状況に合わせて、
より丁寧な寄り添い支援

- ◇ 就職氷河期世代をはじめとした社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方に対し、「一人ひとりが抱える課題に応じた就職支援の充実や職業的自立の促進」や「生活支援の充実等によるセーフティネットの強化」を行うことにより、社会の担い手として活躍できるよう支援する。
- ◇ 具体的には、以下の取組を実施する。
 - ・ **【相談支援に結びつけるための支援の強化】自立相談支援機関の機能強化（アウトリーチ等の充実）**
 - ・ **【就労支援メニューの強化】** 都道府県による就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング等

実施主体：市等
補助率：3/4

自立相談支援の機能強化の概要

- ◆ 社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方については、アウトリーチ等による積極的な情報把握により早期に支援につながることや、支援につながった後の集中的な支援が求められるが、自立相談支援機関では十分なアウトリーチを実施するだけの人手が確保できていない実態がある。
- ◆ このため、自立相談支援の機能強化のためのアウトリーチ等を行うための経費について、財政支援の仕組みを新たに創設する。

事業内容

※ 本事業の実施期間は令和2～4年度とされていたが、令和5年度も継続して実施。

ア) アウトリーチの充実

- 自立相談支援機関において、アウトリーチ支援員を配置。
- アウトリーチ支援員は、ひきこもり地域支援センターやサポステ等とプラットフォームを形成するとともに、同行相談や、信頼関係の構築といった対本人型のアウトリーチを主体に、ひきこもり状態にある方など、支援に時間のかかる方に対して、より丁寧な支援を実施する。
- 具体的には、アウトリーチの充実として、
 - ① 家族などから相談があったケースについて、自宅に伺い、本人に接触するなど、初期のつながりを確保
 - ② つながりが出来た後の信頼関係の構築、本人に同行した、関係機関への相談、就労支援といった、自立までの一貫した支援を実施等

イ) 相談へのアクセスの向上

- アウトリーチ支援員による土日祝日や時間外の相談の実施等、相談へのアクセスを向上する。

- ◇ 就職氷河期世代支援プログラムでは、当該プログラムに基づく取組については、様々なルートを通じて、一人一人につながる戦略的な広報を展開することとされている中で、令和2年度においては、ひきこもり当事者やその家族が支援施策につながるように、支援機関等を通じて社会とのつながりを回復できた事例について、事例集を作成して周知を行った。
- ◇ 令和3年度以降、広く国民のひきこもりへの理解促進を図るとともに、ひきこもり当事者や家族が孤立せず、相談しやすい環境づくりを促進するため、国から地域社会に対して、ひきこもり支援に関する普及啓発や情報発信を行っている。
- ◇ 令和5年度も、地域社会への普及啓発や情報発信を継続して実施していくことで、国民のひきこもりへの更なる理解の促進と、より相談しやすい環境づくりを加速化し、ひきこもり当事者や家族が孤独・孤立状態に陥らずに、安心して生活できる社会を構築していく。

実施主体：国

- ◇ 令和3年度は、自立相談支援機関の職員等を対象とした研修において、ひきこもり当事者やその家族への支援手法に係るテーマ別研修を実施することで専門性を深めるとともに、自立相談支援機関の職員を対象とした研修においても、ひきこもり支援に関する項目を設定することで基礎的な知識や支援手法の習得を図った。
- ◇ 令和4年度は、新たに、ひきこもり地域支援センターの職員に対して、国が主体となって知識や支援手法等を習得するための研修を実施し、ひきこもり当事者や家族の心情を理解した上で寄り添う支援ができる良質な支援者を育成する。また、自立相談支援機関の職員を対象とした研修においても、引き続き、ひきこもり支援を含めた研修を実施し、ひきこもり支援に携わる様々な機関の職員の支援の質を担保する。
- ◇ 令和5年度は、都道府県及び指定都市のひきこもり地域支援センター等の中堅職員や指導的な立場を担う支援者に対する専門的な研修を実施予定。また、支援者が抱える悩みの共有や相談できる場などの提供等を通じ、地域における支援者をフォローアップする。自立相談支援機関の職員を対象とした研修においても、引き続き、ひきこもり支援を含めた研修を実施し、ひきこもり支援に携わる様々な機関の職員の支援の質を担保する。

令和5年度予算案額 35百万円 (15百万円)

1 事業の目的

- 基礎自治体におけるひきこもり支援体制の拡充に合わせて、令和4年度より、国が主体となって、ひきこもり地域支援センター職員やひきこもり支援ステーション職員等を対象とした初任職員向けの研修を実施しているが、令和5年度においては、それに加え、中堅職員や指導的な立場を担う支援者に対しても、専門的な研修を実施し、良質な支援者の育成を目指す。
- ひきこもり支援対象者の抱える課題は、複雑・複合化しているとともに、セルフネグレクトの方への対応など、長期的な視点での支援が求められる。一方で、支援の長期化により、支援者自身が疲弊し、大きなダメージを受けるといった課題もある。このような支援者が抱える悩みに寄り添い、相談できる場の設置等により、地域における支援者支援を推進する。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

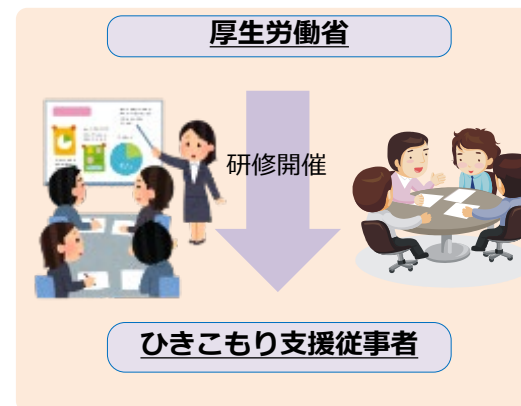
- **ひきこもり支援実施機関支援力向上研修事業 (実施主体：厚生労働省)**

新任職員研修 (令和4年～)

ひきこもり支援に携わることとなった新任職員に対して、必要となる知識や支援手法等を習得するための人材養成研修を実施する。

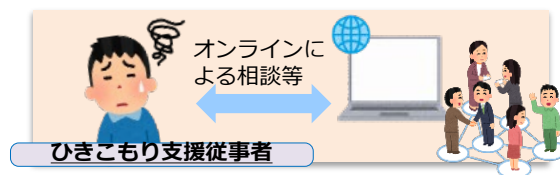
現任職員(中堅・指導者)研修 <拡充>

中堅職員や指導的な立場を担う支援者に対して、より複雑化・複合化した課題に対する実践的な演習などを通じた支援者のスキルアップ、管内市町村や周辺自治体に対する研修実施を担う指導者の育成を実施する。



- **ひきこもり支援者支援事業(仮称) <新規> (実施主体：厚生労働省)**

オンラインなどを活用し、支援者が抱える悩みの共有や相談できる場などの提供等を通じ、地域における支援者をフォローアップする仕組みを設ける。



地域若者サポートステーション事業

令和5年度予算案額	4,751,668千円
令和4年度予算額	4,674,147千円

1 事業の目的

就労に当たって困難を抱える若者等（15～49歳の無業の方）が充実した職業生活を送り、我が国の将来を支える人材となるよう、地方公共団体と協働し、職業的自立に向けた就労支援を実施することを目的とする。

地方公共団体は、サポステが入居する施設の無償貸与や減免措置、地方公共団体の広報誌等におけるサポステの広報など、地域の実情を踏まえた措置を実施。

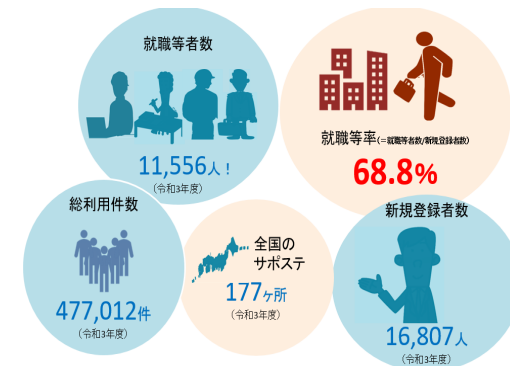
2 事業概要等

実施主体

都道府県労働局がNPO法人等の民間団体に委託。令和4年度177か所（全都道府県に設置）。

支援内容

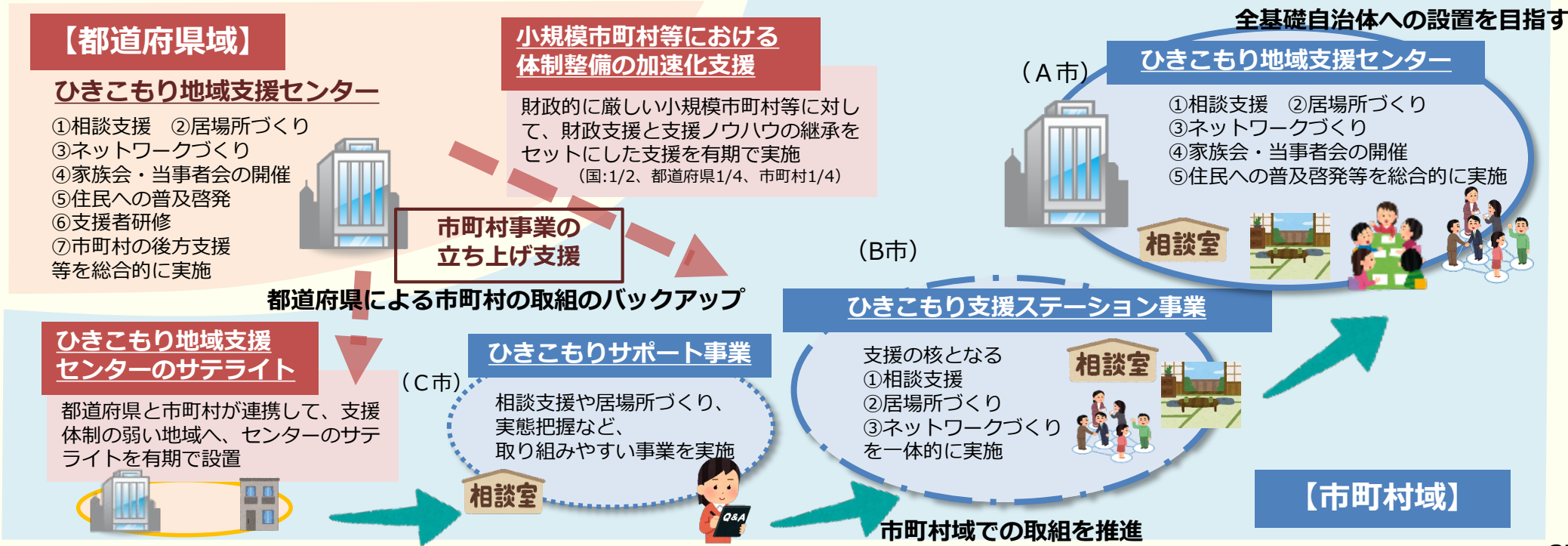
- キャリアコンサルタントによる相談内容等を踏まえ、**個別の支援計画を作成。**
- コミュニケーション訓練、ビジネスマナー研修、就活セミナーなど、**利用者の個別ニーズを踏まえた様々なプログラム**を実施。
- **オンラインによる個別相談等も可能。**
- 高校・ハローワーク等の関係機関と連携し、就労を希望する中退者等の把握、サポステ職員が**学校や自宅等へ訪問するアウトリーチ支援**を実施。
- OJTとoff-JTを組み合わせた**職場体験プログラム**を実施。体験終了後は、職場体験実施事業所等での就労に向けた支援を実施。
- **合宿形式を含めた集中訓練プログラム**を実施し、生活習慣の改善、コミュニケーション能力の向上、ビジネスマナーの習得などを集中的に支援。
- 就職後、**職場への定着・ステップアップに向けたフォローアップ相談**を実施。
- 必要に応じて、**地域の関係機関（福祉機関等）との連携（リファー）**。



- ひきこもり支援の体制整備は、これまで、都道府県域に「ひきこもり地域支援センター」（以下「センター」という。）の設置を進めてきた。
- 基礎自治体での体制整備は、平成30年度から「ひきこもりサポート事業」により取組を進めているところだが、基礎自治体における相談窓口の早期設置と支援内容の充実がより強く求められている。
- これを踏まえ、令和4年度において、①センターの設置主体を市町村に拡充するとともに、②基礎自治体の新メニューとして、支援の核となる相談支援・居場所づくり・ネットワークづくりを一体的に実施する「ひきこもり支援ステーション事業」を創設。
- また、センターについて、役割や機能を再点検した上で、より総合的な支援を実施する機関として整理し、支援内容の充実を図る。
- 更に、都道府県が市町村をバックアップする機能の強化として、①市町村と連携したセンターのサテライトの設置と、②小規模市町村等における体制整備の加速化支援を創設したところであり、令和5年度以降も、都道府県の圏域内のどこでも支援が受けられるよう平準化を図りながら、市町村の支援体制の整備を促進する。

実施主体：都道府県・市町村
補助率：1/2

事業イメージ



ひきこもり支援体制構築加速化事業

令和4年度第2次補正予算額：新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（59億円）の内数

- 新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に伴い、ひきこもり当事者やその家族の孤独感・孤立感や生きづらさがより深刻化する中、身近な地域におけるきめ細やかなひきこもり支援の需要が高まっている。
- これを踏まえ、市町村におけるひきこもり支援体制を構築するため、その土台となるひきこもり相談窓口や居場所づくり、相談窓口の広報、支援対象者の実態把握、支援者ネットワークの構築等の具体的な取組に対して包括的に支援を行い、ひきこもり支援の環境整備を加速化させる。

【事業実施主体】

市町村等

【補助率】

国3/4

【事業内容】

市町村のひきこもり支援体制の構築を加速化するため、市町村等が新たにひきこもり支援を開始する場合や拡充する場合に、以下の取組に係る備品購入費用、修繕費用、準備スタッフの雇い上げ費用、パンフレットやホームページの作成費用、実態調査費用、会議費用、普及啓発費用等に対して補助を行う。

<ひきこもり支援体制構築のための取組>

1. ひきこもりの相談ができる環境づくり
2. 居場所づくり
3. 住民への相談窓口の周知等の広報
4. 支援対象者の実態やニーズの把握
5. 地域の社会資源の開拓と支援者ネットワークの構築
6. 地域におけるひきこもり支援の気運醸成のためのシンポジウムや勉強会等の開催



重層的支援体制整備事業の実施

- ◇ 市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、**属性を問わない相談支援、多様な参加支援の推進、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業を実施**する。

（重層的支援体制整備事業の事業内容）

1. 包括的相談支援事業

市町村において、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野の各法に基づく相談支援事業（※）を一体的に行うことにより、対象者の属性を問わず、包括的に相談を受け止め、必要な支援を行う。相談受付・アセスメントの結果、複雑・複合的な課題を抱えていることから各関係機関において連携して対応する必要がある場合は、多機関協働事業につなぐ等の必要な支援を行う。

（※）各法に基づく相談支援事業

- ・介護分野（地域包括支援センターの運営）、障害分野（障害者相談支援事業）、子ども・子育て分野（利用者支援事業）、
- ・生活困窮分野（自立相談支援事業、福祉事務所未設置町村による相談事業）

2. 地域づくり支援事業

市町村において、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野の各法等に基づく地域づくり支援事業（※）を一体的に行うことにより、地域住民が地域社会に参加する機会を確保するための支援、地域生活課題の発生防止又は解決にかかる体制の整備、地域住民相互の交流を行う拠点の開設等を行う。

（※）各法等に基づく地域づくり支援事業

- ・介護分野（地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業）、障害分野（地域活動支援センター事業）、子ども・子育て分野（地域子育て支援拠点事業）
- ・生活困窮分野（生活困窮者支援等のための地域づくり事業）

3. 多機関協働事業等実施事業

相談支援機関等の役割分担等を図る多機関協働、支援が届いていない人に支援を届ける等の取組を行うアウトリーチ等による継続的支援、社会とのつながりをつくるための支援等を行う参加支援に取り組む。

重層的支援体制の整備に向けた支援等

- ◇ 市町村の重層的支援体制の整備を促進するため、「**重層的支援体制整備事業への移行準備事業**」、「**都道府県による市町村への後方支援**」の支援を行う。

地域におけるこども・若者支援のための体制整備、人材育成

令和5年度当初予算(案) 0.8億円(<前年度予算>0.8億円)

1. 施策の目的

・困難を抱えるこども・若者に対する支援体制を整備するため、「子ども・若者支援地域協議会」(以下「協議会」という)及びワンストップで子供・若者に対する相談に応じる「子ども・若者総合相談センター」(以下「センター」という)の設置促進・機能向上を図る。また、相談体制やアウトリーチ(訪問支援)の充実のため、相談業務やアウトリーチ(訪問支援)に従事する支援者の養成を図る。

2. 施策の内容

【事業概要】

- ・要保護児童対策協議会など関連制度との連携を図ることも視野に、アドバイザーの派遣による助言、講習会の開催支援を実施するほか、中央及び地方における会議・会合(全国サミット、地方キャラバン)の開催を通じて、地方公共団体等に対する相談・助言等を実施し、各地方公共団体において総合的な支援体制の整備を推進するとともに、その運営について全国レベルでの課題の共有等を促し、社会生活を円滑に営む上で困難を有するこども・若者への支援体制の充実を図る。
- ・ひきこもりや不登校など、困難を有するこども・若者の支援者を養成するための、相談業務やアウトリーチ(訪問支援)に関する研修を実施し、支援者の資質向上及び全国レベルでの共助関係の構築を図る。

【事業スキーム】

- ・支援を希望する地方公共団体を公募・選定し、アドバイザーの派遣による助言、講習会の開催支援等を実施する。
- ・協議会・センターの運営の中心となっている者が一堂に会し、協議会・センターが設置後に抱える課題の共有及び解決に向けた意見交換等を実施する全国サミットや、協議会・センターの設置が進んでいない地方公共団体等に対して、支援施策の説明、先進事例の紹介、協議会・センターの設置に向けた相談・助言等を実施する地方キャラバンを開催する。
- ・相談業務に従事した経験年数に応じて、支援対象者の特性や家族についての理解と支援方策に関する講義、分野横断的な連携に関する講義、グループワークによる事例検討を行う研修を実施する。
- ・アウトリーチの基本的知識・技法や心得に関する講義や支援団体における実地研修を含むアウトリーチ研修を実施し、アウトリーチ研修の受講後、1年以上実務経験を積んだ者を対象とした上級研修を開催する。

3. 実施主体等

実施主体: 国

拡充 就労体験・就労訓練先の開拓・マッチングの再編 (マッチング支援担当者設置のモデル事業)

令和5年度予算案 1.0億円 (1.0億円)

1 事業の目的

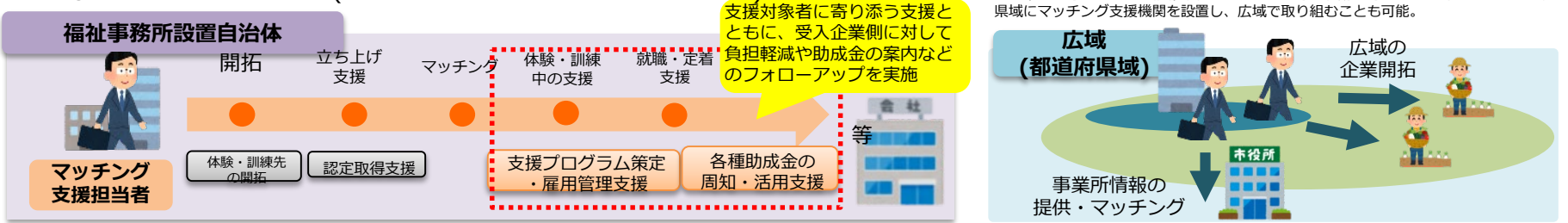
- 生活困窮者の中には、生活リズムが整っていない、社会との関わりに不安を抱えている等の課題を抱え、就労に向けて一定の準備を必要とする者も多いことから、就労に向けた準備として、就労体験や就労訓練を受け入れる場を確保し、支援対象者とその特性に応じた受入先を適切につなげることが重要である。
- こうした就労体験・訓練の受入先の確保等にあたっては、受入企業側の理解と、支援対象者の特性に応じた業務切り出しなどの支援ノウハウが必要となることから、受入先の開拓から支援対象者と受入企業とをマッチングするための事業を実施しているところであるが、
 - ・就労体験・訓練中の支援対象者・受入企業双方に対するフォローアップが不十分であり、受入企業側が対応できていない
 - ・就労体験・訓練先の開拓・マッチングは、就労準備支援事業や認定就労訓練事業など各種事業それぞれの支援員が兼務して担当しているため、支援対象者一人ひとりの特性や企業側の状況を十分に把握した丁寧な支援ができていないことや、それぞれの事業ごとに情報が共有できず支援にばらつきがあることなどが課題となっている。
- そのため、企業開拓から就労体験・訓練の効果的な実施、定着支援までを着実にを行うため、①新たに就労体験・訓練中の利用者・受入企業双方に対するフォローアップ支援を追加するとともに、②利用者の特性と企業側の受入体制を熟知し一貫した支援を行う専門員を配置するためのモデル事業を実施し、就労体験・就労訓練を活用した就労支援の取組の全国展開を検討する。

※令和2年度から令和4年度まで実施の「就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング事業」(補助率10/10)について、事業内容を拡充。

2 事業の概要・スキーム

企業開拓から就労体験・訓練の効果的な実施、定着支援までを着実にを行うため、福祉事務所設置自治体等で、支援対象者と受入企業への支援を同時に行うマッチング支援担当者を配置するなどにより、以下の取組を一体的に実施するモデル事業を実施する。

- ①就労体験・就労訓練先の開拓 (支援対象者の特性や地域の人手不足分野に応じた開拓)
- ②事業所に対する受入体制整備支援 (支援対象者の特性に応じた業務切り出しなど)
- ③マッチングの実施 (支援対象者の特性と事業所の特徴を踏まえたマッチング)
- ④就労体験・就労訓練先への支援・負担軽減 (支援プログラムの策定支援や雇用管理支援など)
- ⑤就職支援・定着支援 (雇用関係助成金の周知・活用支援など)



3 実施主体等

【実施主体】 福祉事務所設置自治体等
【補助率】 10/10

令和3年度事業実績 (交付決定ベース)
就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング事業
実施自治体: 16都府県 ※令和3年度の事業実施主体は都道府県

就労準備支援事業等の実施体制の整備促進

令和5年度予算案額：0.3億円（0.8億円）

- ◇ 生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業等の任意事業については、市町村規模が小さいことにより庁内体制が脆弱であったり、地域に活用可能な資源がない等の理由により、実施率は一定割合にとどまっている。
- ◇ 一方、就職氷河期世代への支援の強化が課題となっている等、任意事業の実施率を高めることは更に重要性を増している。
- ◇ こうした中、市同士の連携や都道府県の関与による広域実施について、実施自治体の取組例を参考とし、こうした取組をモデル的に実施することで、任意事業の実施を推進する。

実施主体：市等
補助率：定額

事業の概要等

実施形態

- 市同士の連携による広域実施（取組例：加西市等）
- 都道府県が関与した広域実施（取組例：熊本県、大阪府等）

モデル箇所数

- 30箇所程度

事業内容

- ア 自治体を越えた連携自治体内における広域支援の実施（広域実施の際の事業運営や費用按分に係るルール作りや調整等）
- イ 委託先となる法人等の地域の社会資源の開拓
- ウ 広域実施の主体自治体における、広域参加自治体の住民を対象とした支援

等

[参考] 任意事業を実施しない理由（令和元年度事業実績調査）

事業名	利用ニーズが不明	利用ニーズはあるものの少ないため事業化しにくい	利用ニーズはあるものの自立相談支援事業で対応可能	ニーズがあり事業化したいが予算面で困難	その他
就労準備支援事業 (n=409)	28.1%	24.7%	21.3%	12.2%	13.7%
一時生活支援事業 (n=618)	51.0%	27.3%	7.3%	3.9%	10.5%
家計改善支援事業 (n=411)	18.2%	18.0%	31.6%	18.0%	14.1%
子どもの学習・生活支援事業 (n=323)	52.6%	16.7%	1.5%	6.8%	22.3%

[備考]

本事業は、単に事業の実施率を高めるだけではなく、就労準備におけるメニューの充実や、自治体間での情報共有等の相乗効果といった、支援内容の充実も効果として見込まれる。

※ 本事業の実施期間は令和2～4年度とされていたが、令和5年度も継続して実施。

地域女性活躍推進交付金（内閣府男女共同参画局総務課）

（地域における女性活躍促進に向けた取組に必要な経費）

令和5年度概算決定額 2.8億円

（令和3年度当初予算1.5億円、補正予算5.3億円、令和4年度当初予算3.0億円、予備費1.8億円、補正予算6.8億円）

事業概要・目的

- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」において、国は、地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとされています。
- 令和2年12月に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」（以下「5次計画」という。）や「女性活躍・男女共同参画の重点方針2022」において、女性が活躍できる地域社会を構築することが、地方創生にとっての鍵であるとの考えの下、地方公共団体が地域の实情に応じて行う取組を地域女性活躍推進交付金により支援することとされました。
- コロナ下において、その影響やデジタル化の進展に伴う経済・産業構造の変化を見据え、女性デジタル人材の育成や成長産業への円滑な移動支援を図っていくことが重要です。
- 5次計画では指導的地位に占める女性の割合が2020年代の可能な限り早期に30%程度となるよう目指して取組を進めることとされており、役員・管理職への女性登用のパイプラインを全国津々浦々に拡げていくことが必要です。
- コロナの長期化により、様々な困難や不安を抱えながらも支援が届いていない女性が多くいることから、寄り添ったきめの細かい相談支援を充実させることが不可欠です。
- このため、地方公共団体が、地域の関係団体やNPO等の民間団体との連携の下で行う、女性デジタル人材・女性起業家の育成や役員・管理職への女性登用、困難や不安を抱える女性への相談支援等を地域女性活躍推進交付金により支援します。

事業イメージ・具体例

- (1) 活躍推進型 0.9億円 【補助率】2分の1
女性役員・管理職を育成するための研修、企業経営者の意識改革のためのセミナー、地域女性ロールモデル事業への支援を行います。
- (2) デジタル人材・起業家育成支援型 0.7億円 【補助率】4分の3
ジェンダーの視点を踏まえ、地方公共団体の経済担当部局や商工会議所等との連携・協働による真に効果の高い、女性デジタル人材や女性起業家を育成するためのセミナーや就労につなげる相談、ネットワークづくり等のマッチング支援や伴走型支援を行います。
- (3) 寄り添い支援・つながりサポート型 1.2億円
様々な課題・困難を抱える女性に寄り添った相談支援、孤独・孤立で困難や不安を抱える女性が社会とのつながりを回復をできるようNPO等の知見を活用した相談支援やその一環として行う生理用品の提供等の支援、男性相談事業への支援を行います。
- (A) 寄り添い支援型プラス 【補助率】2分の1
- (B) つながりサポート型（NPO活用特化） 【補助率】4分の3
- (C) 男性相談支援型 【補助率】2分の1

資金の流れ



期待される効果

地域において、役員・管理職となる女性の育成が進み、女性デジタル人材・女性起業家の育成が一層加速するとともに、コロナ下で困難や不安を抱える女性に対する寄り添った相談支援のほか、男性相談の取組への支援が進みます。

4 その他の取組

就職氷河期世代等に対する積極的な広報の実施

令和5年度予算案額	86,630千円
令和4年度予算額	90,229千円

1 事業の目的

- 就職氷河期世代には、これまで不安定な就労を繰り返しており、自己評価が低い傾向にあることや、安定就労に向けてスキルアップや転職活動を行う時間的・経済的・心理的余裕がないことから、就労・正社員化に向けた具体的な行動を起こせずにいる方々、そもそも、就労や正社員を目指すこと自体をあきらめている方々が一定数存在すると考えられる。
- そこで、ご本人やそのご家族、関係者に対して、「安定就職・社会参加の途を社会全体で用意・応援しています。」ということの効果的に伝えるため、関係省庁・経済団体との連携、地域ごとのプラットフォームの活用などのあらゆるルートを通じた広報を展開する必要がある。

2 事業の概要・スキーム・実施主体等

就職氷河期世代に対する国の各種支援策について、インターネット広告、SNS広告等のメディアを活用し、就職氷河期世代本人やその家族等、それぞれの置かれている状況を踏まえ、様々なルートを通じた広報を実施する。

【活用メディアの例】

- ・ SNS広告
- ・ 動画広告
- ・ インターネットバナー広告
- ・ 専用HP
- ・ ポスター
- ・ リーフレット 等

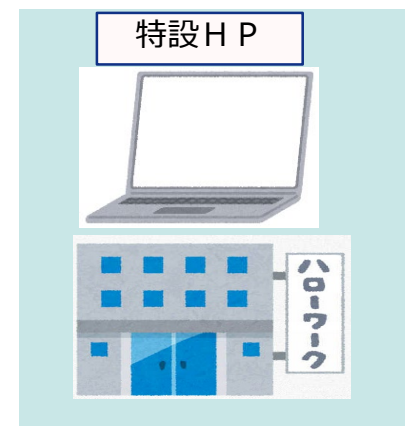
様々なメディアを活用した広報



実施主体

実施主体：民間事業者委託事業

詳細を確認



不安定就労者
長期無業者

家族、関係者
事業所

就職氷河期世代支援に関する
新行動計画2023に記載の各施策

ふるさとワーキングホリデーの概要

R5予算額(案): 30百万円
(R4当初予算額: 30百万円)

- 都市部の人たちなどが一定期間地方に滞在し、働いて収入を得ながら、地域住民との交流や学びの場などを通じて地域での暮らしを体感していただくもの。

ふるさとワーキングホリデー

地方公共団体

滞在中、地域住民との交流や学びの場として地域の魅力・特色を活かした、その地域ならではのプログラムを参加者に提供。



参加者

地元農家や企業等の業務に従事し収入を得ながら、地域との関わりを深める取組を通じて地域での暮らしをまるごと体感。



これまでの実績 (R4. 3時点)

- ふるさとワーキングホリデー事業を通じて、約3,800人が地域での暮らしを体験。
- ワーホリ経験者の91%が満足しているほか、81%が再訪意向がある等、ワーホリ経験者からの評判は良い。

課題

大学等を訪問して制度の紹介などを行っているが、制度を知らない人も多く、より効果的なPRが必要。

令和5年度取組

Web広告などのインターネット媒体を活用した広報活動を強化し、より効率的、効果的に制度を周知する。

※ ふるさとワーキングホリデーに要する経費について特別交付税措置
(対象経費の上限額 1団体あたり15,000千円+5千円×全参加者の延べ滞在日数)

広報支援 (総務省)

- 専用のポータルサイトの運用
- SNS (Twitter、facebook等) の運用
- インターネット広告の実施
- 説明会の開催 等



未実施自治体、企業等への説明会の開催

- 実施自治体増と地域企業の参加拡大を図るため、未実施自治体及び企業等を対象にした説明会を開催。
⇒未実施自治体にも参加を呼びかけ、裾野拡大を図る。
⇒従前、一次産業や観光業等での受け入れが多かったため、幅広い業種の企業へ参加を呼びかけ。

地域おこし協力隊について

R5予算額(案): 208百万円
(R4予算額: 244百万円)

地域おこし協力隊とは

○**制度概要**：都市地域から過疎地域等の**条件不利地域に住民票を異動**し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの**「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る**取組。

- 実施主体**：地方公共団体
- 活動期間**：**概ね1年以上3年以下**
- 地方財政措置**：

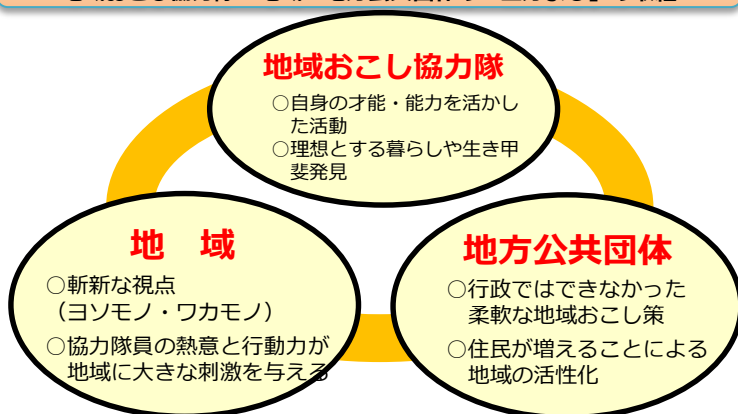


◎地域おこし協力隊取組自治体に対し、概ね次に掲げる経費について、**特別交付税措置**

- ① 地域おこし協力隊員の活動に要する経費：隊員1人あたり470万円上限 ⇒**令和4年度から480万円上限（うち報償費等については280万円を上限）**
(報償費等280万円〔※〕、その他の経費(活動旅費、作業道具等の消耗品費、関係者間の調整などに要する事務的な経費、定住に向けた研修等の経費など)200万円)
※ 隊員のスキルや地理的条件等を考慮した上で、最大330万円まで支給可能とするよう弾力化することとしている。(隊員1人当たり480万円の上限は変更しない)
※ **新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、受入自治体が「任期の延長が必要」と認めた場合には、2年を上限として任期の特例を認めることとし、他の隊員と同様に報償費等について特別交付税措置(令和元年度から3年度までに任用された隊員を対象)**
 - ② 地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費：最終年次又は任期終了翌年の起業する者又は事業を引き継ぐ者1人あたり100万円上限
※ 令和3年度に限り、対象期間を最終年次又は**任期終了2年以内**へ延長 ⇒**令和4年度は引き続き、対象期間を最終年次及び任期終了後2年以内へ延長**
 - ③ 地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：1団体あたり200万円上限
 - ④ 「おためし地域おこし協力隊」に要する経費：1団体あたり100万円上限
 - ⑤ 「地域おこし協力隊インターン」に要する経費：1団体あたり100万円上限(プログラム作成等に要する経費)、1人・1日あたり1.2万円上限(活動に要する経費)
 - ⑥ 任期終了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費：措置率0.5
- ◎都道府県が実施する地域おこし協力隊等を対象とする研修等に要する経費について、普通交付税措置(平成28年度から)
- ◎都道府県が実施する地域おこし協力隊員OB・OGを活用した現役隊員向けのサポート体制の整備に要する経費について、普通交付税措置(令和2年度から)

地域おこし協力隊導入の効果

～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～



隊員数、取組団体数の推移

⇒ **令和8年度に10,000人を目標**

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
隊員数	89人	257人	413人	617人	978人	1,629人 (1,511人)	2,799人 (2,625人)	4,090人 (3,978人)	4,976人 (4,830人)	5,530人 (5,359人)	5,503人 (5,349人)	5,560人 (5,464人)	6,015人 (6,005人)
団体数	31団体	90団体	147団体	207団体	318団体	444団体	673団体	886団体	997団体	1,061団体	1,071団体	1,065団体	1,085団体

※総務省の「地域おこし協力隊推進要綱」に基づく隊員数

※平成26年度以降の隊員数は、名称を統一した「田舎で働き隊(農林水産省)」の隊員数(26年度:118人、27年度:174人、28年度:112人、29年度:146人、30年度:171人、R元年度:154人、R2年度:96人、R3年度:10人)と合わせたもの。カッコ内は、特別交付税算定ベース。

隊員の**約4割は女性**

隊員の**約7割が20歳代と30歳代**

任期終了後、**およそ65%が同じ地域に定住**※R3.3末調査時点

ローカル10,000プロジェクト

R5予算額(案)
地域経済循環創造事業交付金 5.8億円の内数

- 産学金官の連携により、地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型事業の立ち上げを支援。
- 国の重要施策(デジタル技術の活用、ローカル脱炭素の推進)と連動した事業については、重点支援。

事業スキーム

支援対象

民間事業者等の初期投資費用

- ・ 地域資源を活かした持続可能な事業
- ・ 行政による地域課題への対応の代替となる事業
- ・ 高い新規性・モデル性がある事業
- ・ 地域の中核となる大学と連携して実施する事業(調査研究費等)

対象経費は、
・ 施設整備費
・ 機械装置費
・ 備品費

原則 1/2

※条件不利地域かつ財政力の弱い市町村の事業は国費 2/3、3/4

重点支援(嵩上げ)

- ・ 「デジタル技術」 国費10/10
- ・ 「ローカル脱炭素」 国費3/4

公費による交付額 ※1

国費

地方費

地域金融機関による融資等 ※2

・ 公費による交付額以上

自己
資金等

- ※1 上限2,500万円。融資額(又は出資額)が公費による交付額の1.5倍以上2倍未満の場合は、上限3,500万円。2倍以上の場合は、上限5,000万円
- ※2 地域金融機関による融資の他に、地域活性化のためのファンド等による出資を受ける事業も対象

これまでの実績 (440事業、354億円)

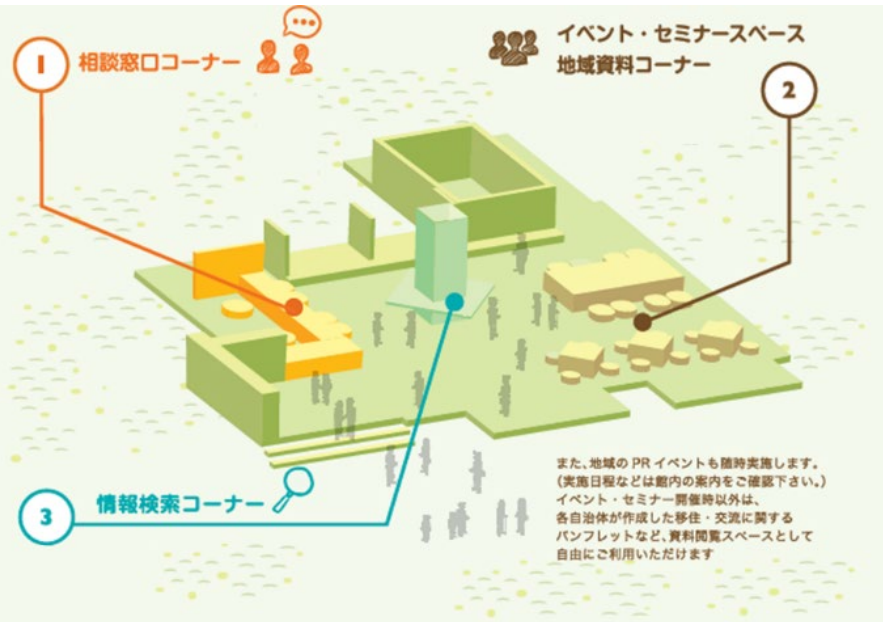
(事業数は交付決定数、金額は事業実績(見込み含む) (R4年3月末時点))

- ・ 公費交付額 125億円
- ・ 融資額 175億円
- ・ 自己資金等 54億円

重点支援

- 以下の①・②に該当し、全くの新規分野における事業の立ち上げであり、新規性・モデル性の極めて高い事業については、手厚く支援
- ①生産性向上に資するデジタル技術の活用に関連する事業【国費10/10】
 - ②脱炭素に資する地域再エネの活用等に関連する事業【国費3/4】

- 居住・就労・生活支援等に係る情報提供や相談についてワンストップで対応する窓口「移住・交流情報ガーデン」を開設。
- 地方自治体や関係省庁とも連携し、総合的な情報提供を実施。
- 地方自治体等による移住相談会、フェア等の場として利用可能。



【①相談窓口コーナー(移住、就農、しごと)】

- ・地方への移住・交流に係る一般的な相談、問合せに相談員が対応。
- ・しごと情報や就農支援情報などは、専門の相談員が対応。

※国の各府省とも連携

- ・厚生労働省(しごと情報) ・農林水産省(就農支援情報)

【②イベント・セミナースペース、地域資料コーナー】

- ・各地方自治体で作成した移住・交流に関するパンフレットを配架。
- ・地方自治体等による移住相談会、フェア等の場として利用可能。

【③情報検索コーナー】

- ・情報サイトを利用して、自由に地方への移住・交流に関する情報を検索できるように、専用パソコンを設置。



(移住フェアの様様)



[開館時間] (平日)11:00-21:00

(土日祝)11:00-18:00

[休館日] 月曜(月曜が祝日の場合は翌営業日)、年末年始

[所在地] 東京都中央区京橋1-1-6 越前屋ビル

[アクセス] JR/東京駅(八重洲中央口)より徒歩4分

地下鉄/東京メトロ銀座線 京橋駅より徒歩5分

東京メトロ銀座線・東西線 都営浅草線 日本橋駅より徒歩5分

地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業

地域経済産業グループ
地域産業基盤整備課
地域経済活性化戦略室

令和5年度予算案額 **7.7 億円** (6.5 億円)

事業の内容

事業目的

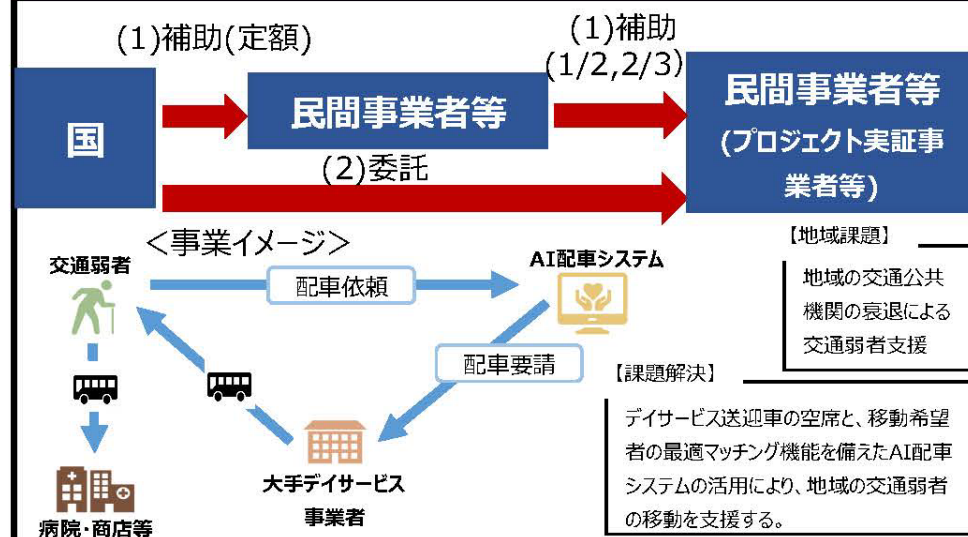
地域・社会課題が多様化・複雑化する中、地方公共団体による課題対応が困難になっており、地域で持続的に課題解決を行うためには、ビジネスモデル創出が必要です。このため、地域内外の中小企業等が、地方公共団体等の地域内の関係主体と連携しつつ、地域・社会課題解決と収益性との両立を目指す取組（地域と企業の持続的共生）や、地域の企業群に対して、人材の獲得・育成・定着を行う取組等を支援するとともに、地域で持続的に課題解決を行うために、地方公共団体からの地域課題の提示や地域内外の関係主体の連携体制の構築を目的とします。

事業概要

（1）広域的課題解決実証プロジェクト、地域戦略人材確保等実証事業ベンチャー・中小企業等が、自らもしくは複数社で連携し、複数地域（5地域以上）で抽出して束ねられた課題解決・付加価値向上に資する取組を行う際に必要な経費の一部を支援します。また更なる広域展開を行う場合は、支援を拡充します。また、民間事業者等が複数の地域企業を束ね、地方自治体、金融機関等の地域の関係機関と連携しつつ、地域の企業群を一体として、将来の経営戦略実現を担う人材等の確保・域内でのキャリアステップの構築等の総合的な取組を行うことを支援します。

（2）地域・社会課題解決に向けたマッチング、社会的インパクト評価
地域・社会課題のオープン化を促すための地方公共団体向けのセミナーや一緒に解決を目指す企業とのマッチング機会等を作るとともに、地域・社会課題解決事業の社会的インパクト評価を実施します。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標

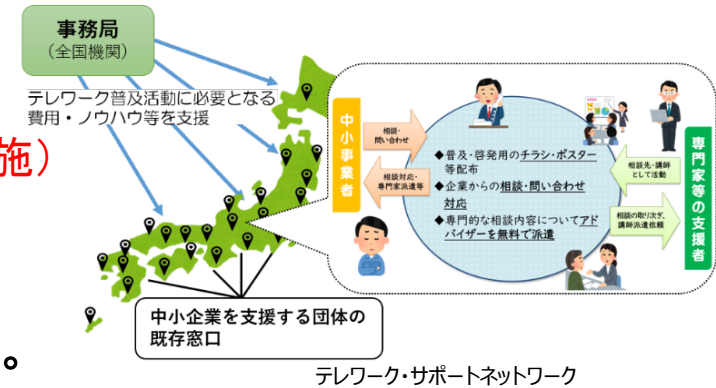
（1）広域的課題解決実証プロジェクト、（2）地域・社会課題解決に向けたマッチング、社会的インパクト評価
令和2年度から令和6年度までの5年間の事業であり、最終的には地域における持続的な課題解決事業の定着率を令和6年度に60%を目指します。
（1）地域戦略人材確保等実証事業
令和4年度から令和6年度までの3年間の事業であり、最終的には地域における人材の獲得・育成・定着を行う取組の定着率を令和8年度に70%を目指します。

● 「新たな日常」におけるテレワークの定着を図るため、テレワークを導入しようとする企業等に対する相談支援やテレワークに関する普及啓発等を実施。

■ 施策の概要

① テレワーク・ワンストップ・サポート(継続、厚生労働省と連携して実施)

- ・テレワークマネージャー(テレワークのセキュリティ、ICTツール、労務管理に係る専門家)が、テレワークの導入・改善を検討している企業・団体の希望に応じ、**無料コンサルティング(Web・訪問)**を実施。
- ・各地域にテレワークの一次相談窓口を整備。



② テレワーク月間における普及啓発(継続)

- ・11月を「テレワーク月間」とし、テレワークに関する様々な情報を発信。
- ・テレワーク先駆者百選表彰の基準を見直し、ICTの利活用により、質の高いテレワークを実施している企業等を表彰。



令和5年度 雇用型テレワークの導入・定着促進のための施策概要

▶ 適正な労務管理下における良質なテレワークの導入・定着促進のため、テレワークガイドラインに沿った取組を企業に促すためのセミナー・表彰や、ワンストップでの相談窓口の設置、テレワークを制度として導入する中小企業事業主への助成等の事業を実施。

1. 雇用型テレワークガイドライン等の周知

テレワークガイドラインの周知

テレワークを適切に導入及び実施するにあたっての注意すべき点について周知・啓発を実施。

テレワークモデル就業規則の周知

テレワークガイドラインに則したモデル就業規則を、各種セミナー等を通じて周知を行う。

2. 企業等への相談対応、テレワーク導入費用の助成による支援

テレワーク相談センターの設置・運営

- ・ テレワーク相談センターを設置し、企業等へのコンサルティングやテレワーク導入のアドバイス等、導入支援を実施。
- ・ 働き方改革推進支援センターと連携し、地域の相談ニーズに対応。
- ・ 関係省庁と連携し、労務管理やICT活用をワンストップで相談できる窓口を設置。

人材確保等支援助成金(テレワークコース)

良質なテレワークを制度として導入し、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた中小企業事業主に対し、テレワーク用通信機器等の導入等に係る経費を助成。

国家戦略特別区域における導入支援

国家戦略特別区域内に相談窓口を設けるなどして、自治体と連携した各種支援をワンストップで実施。

3. 適正な労務管理下でテレワークを導入・定着させている企業の事例紹介等

セミナーの開催

総務省と連携し、労務管理上やセキュリティ上の留意点の解説や、企業の導入事例を紹介するセミナー等を開催。

厚生労働大臣表彰「輝くテレワーク賞」

総務省と連携し、先進企業等に対し表彰を行い、表彰企業等の取組を幅広く周知。

国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）の実施（人事院）

令和5年度予算案額 10百万円（要望額含む）

事業概要・目的

「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定）において、令和5年度からの2年間で就職氷河期世代支援の「第二ステージ」と位置付けられ、令和2年度から4年度まで実施することとなっていた国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）を令和6年度まで継続して実施することとされた。

これを実現するために、「就職氷河期世代の国家公務員中途採用の方針及び国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）の実施の依頼等について」（令和4年7月13日人事管理運営協議会幹事会申合せ）により、人事院に対し、就職氷河期世代に係る国家公務員中途採用者選考試験のうち能力実証等の一部の統一的な実施要請が行われ、内閣官房就職氷河期世代支援推進室長から人事院事務総長に対しても、同要請を踏まえた実施の依頼があった。

この要請を踏まえ、人事院において、国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）の能力実証等の一部を実施する。

事業イメージ・具体例

○国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）の実施

・受験申込受付

・第1次選考

（1）基礎能力試験（多肢選択式）：公務員として必要な基礎的な能力（知能及び知識）についての筆記試験

解答題数：40題

知能分野：20題（文章理解、課題処理、数的処理、資料解釈）

知識分野：20題（自然科学、人文科学、社会科学（時事を含む。））

解答時間：1時間30分

（2）作文試験：文章による表現力、課題に対する理解力などについての筆記試験

・第1次選考通過者の決定

・合格発表

※第1次選考の内容は令和4年度試験の実施例

資金の流れ



期待される効果

就職氷河期世代支援の実現（令和5年度及び6年度の2年間の取組において、政府全体で毎年150名以上採用することを目標としている。）

（「就職氷河期世代の国家公務員中途採用の方針及び国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）の実施の依頼等について」（令和4年7月13日人事管理運営協議会幹事会申合せ）第2項）